

一関市高齢者福祉計画

【令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)】

みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち
“いちのせき”

令和3年(2021年) 3月

一 関 市



はじめに

本市の総人口は令和2年10月1日現在、総人口が113,877人、65歳以上人口は41,851人、高齢化率は36.8%となり、3年前と比較すると、高齢化率は2.3ポイント上昇しています。全国よりも速いペースで高齢化が進んでおり、一関市人口ビジョンを基にした本計画での独自推計では、令和22年（2040年）には、総人口は83,047人、高齢化率は42.5%になると推計しています。

毎年10月1日を基準日として市が行っている「在宅高齢者実態調査」では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は年々増加しており、一関地区広域行政組合で取りまとめている「認知症高齢者等の日常生活自立度調査」では、認知症の人が増加している状況にあります。

今後もひとり暮らし高齢者や要介護高齢者、認知症の人の増加が見込まれる中、高齢や要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、一人ひとりが役割を持って活躍できる地域社会を実現していくことが望まれております。

本計画では、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、計画の基本理念である「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」を目指し、「健康づくりと介護予防の推進」「生きがいづくりと社会参加の推進」「地域の見守りや支え合いの基盤づくり」「サービスの充実」「認知症の人への支援策の推進」の5つの重点施策を掲げ、高齢者の健康づくり、高齢者の社会参加、地域の見守りや支え合いの推進、認知症に対する正しい理解と知識の普及などの事業に取り組んでいくこととしております。また、コロナ禍の現状を踏まえ、ICT（情報通信技術）を活用した見守り活動についても検討を進めることとしております。

これらの実現のためには、行政はもとより、市民（地域）、事業者、関係機関が連携し実現に向けて取り組んでいくことが必要と考えておりますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、高齢者福祉計画策定委員の皆様、保健福祉関係者の皆様から、多大なるご協力をいただきましたことに対し、感謝申し上げます。

令和3年3月

一関市長 勝 部 修

一関市高齢者福祉計画

目 次

○ 序 論

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の性格	3
第3	高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係	4
第4	計画の期間	4
第5	基本理念	5
第6	計画の策定体制	5

○ 本 論

第1章 高齢者を取り巻く現状

第1	人口の現状分析	6
第2	高齢者世帯の状況	10
第3	要支援・要介護者の状況	13
第4	高齢者の就業状況	15
第5	各種事業の取り組み状況	17
	(1) 健康づくりと介護予防の推進	17
	1 健康ながらだづくり	17
	2 主要死因について	18
	3 各種成人検診事業	18
	4 成人歯科健診事業	20
	5 介護予防事業の推進	21
	(2) 生きがいづくりの推進	23
	1 元気な高齢者への活動支援	23
	2 雇用・就労機会の確保	24
	3 学習機会の充実・スポーツ活動の推進	25
	4 老人クラブの支援	25
	5 地域・世代間交流の推進	26
	6 シニア活動プラザの活用	26
	(3) 在宅生活を支える基盤整備	27
	1 生活支援体制の整備	27
	2 包括的支援体制の充実	28
	3 災害時の支援体制の整備	30
	4 居住等関係施策の推進	30
	(4) サービスの充実	31
	1 ひとり暮らし高齢者等への支援	31
	2 在宅介護者への支援	33
	3 低所得者への支援	35
	4 介護サービスの充実	36
	5 医療・介護人材の確保	41

(5) 認知症の人への支援策の推進に向けて	44
1 認知症に対する正しい理解と普及	44
2 早期対応の推進	45
3 認知症の人と家族への支援	46

第2章 現状からの課題

第1 前期計画の振り返り	48
第2 今後の重点課題	50
【課題1】健康づくりと介護予防の取り組み	50
【課題2】高齢者の生きがいづくりと社会参加	50
【課題3】地域の見守りや支え合いの基盤づくり	50
【課題4】在宅生活を支えるためのサービスの充実	51
【課題5】認知症施策の推進	51

第3章 重点施策とその取り組み

第1 健康づくりと介護予防の推進に向けて	52
(1) 健康づくりの推進	52
(2) 介護予防事業の推進	54
第2 生きがいづくりと社会参加の推進に向けて	56
(1) 元気な高齢者の活動支援	56
(2) 雇用・就業機会の確保	58
(3) 地域・世代間交流の促進	58
第3 地域の見守りや支え合いの基盤づくりに向けて	59
(1) 生活支援体制の整備	59
(2) 包括的な相談体制の充実	61
(3) 災害時における対応の強化	62
(4) 居住等関係施策の推進	63
(5) 感染症対策の徹底	65
第4 サービスの充実に向けて	66
(1) ひとり暮らし高齢者等への生活支援サービスの充実	66
(2) 在宅介護への支援	67
(3) 低所得者対策	68
(4) 介護サービスの充実	69
(5) 医療・介護人材の確保	70
第5 認知症の人への支援策の推進に向けて	72
(1) 認知症に対する正しい理解と知識の普及	72
(2) 早期対応の推進	73
(3) 認知症の人と家族への支援	74

第4章 計画の推進にあたって

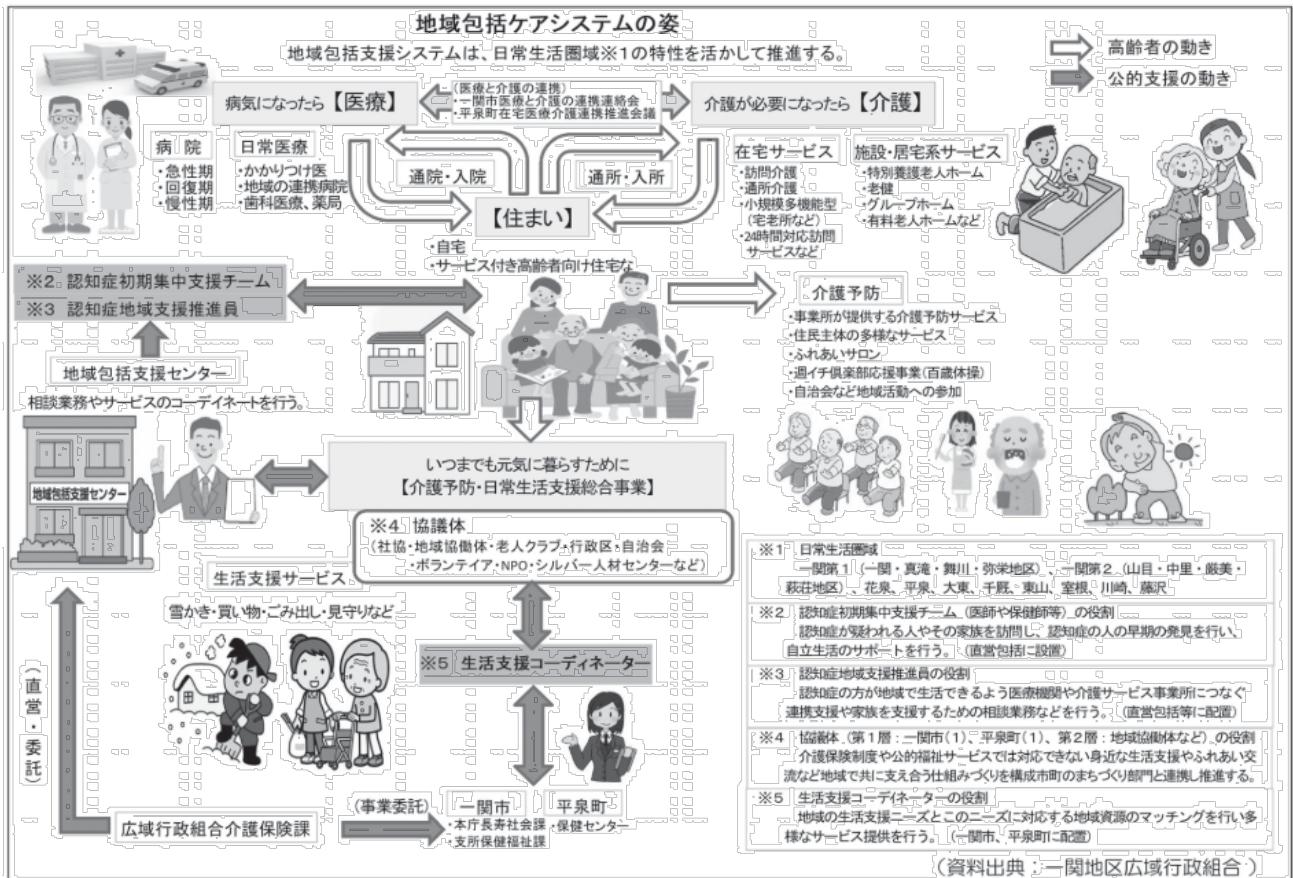
資料編	76
用語解説	78
一関市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	86
一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	87

序論

第1 計画策定の趣旨

- ◎ 高齢者福祉計画は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するものです。
一関市総合計画を最上位計画とし、一関市地域福祉計画の理念のもとに、令和5年度（2023年度）を目標とする「一関市高齢者福祉計画」を策定します。
- ◎ 高齢化が急速に進行していく中で、本市においても3人に1人が高齢者という、超高齢社会を迎えています。高齢者が健康でいきいきとした生活を送るためには、自ら健康づくりと生きがいづくりに努め、また、介護が必要になった場合でも、質の高い介護サービスを受けられるとともに、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で支え合う豊かな地域社会の実現が求められています。
- ◎ 併せて、制度や分野などの縦割りや支え手・受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。
- ◎ 高齢者の置かれている現状として、人口減少、少子高齢化の進行により、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加しています。また、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、認知症の人の増加なども見込まれており、高齢者一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな対応が必要となっています。
- ◎ また、質の高い介護サービスを持続的に提供するため、介護サービス事業所等における介護人材の定着、確保や多様な介護ニーズに対応できる介護の担い手の育成に積極的に取り組んでいくことが重要です。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、外出自粛など高齢者の行動にも影響を及ぼしており、「3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避ける」「手洗いや人ととの距離の確保など基本的な感染症対策を続ける」などの新しい生活様式を日常生活に取り入れることが必要です。
- ◎ このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、継続的に取り組んでいく必要があります。
そのためには、医療と介護の連携をさらに充実させていくとともに、行政、地域、関係機関、事業者などがこれまで以上に連携し、高齢者の生活を支えていくことが重要です。

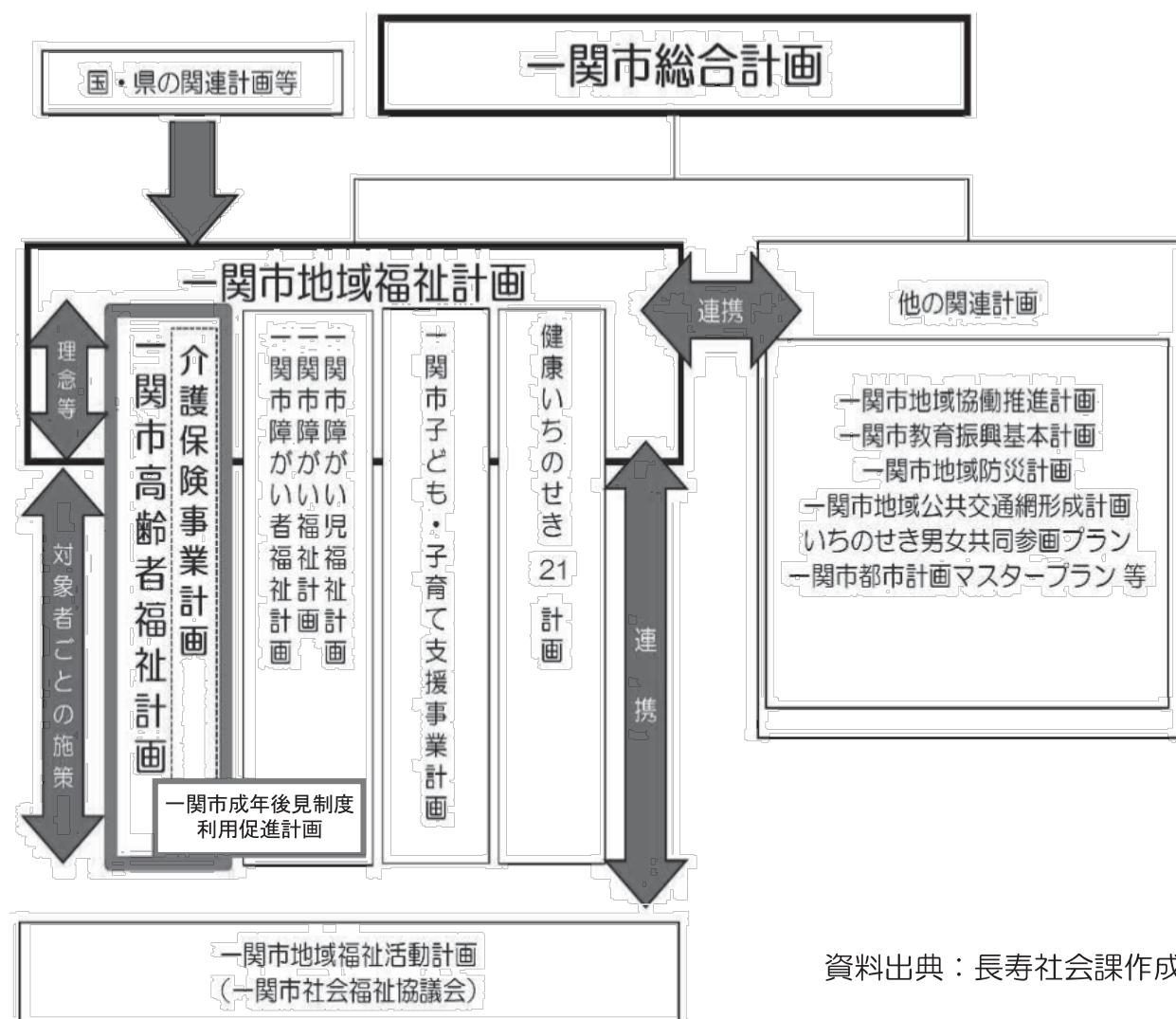
地域包括ケアシステムのイメージ



- 高齢者福祉施策の推進においては、成人期からの健康づくりや疾病予防等が極めて緊密に関連することから、成人や高齢者を対象とした保健施策についても本計画に含め策定するものです。
- また、本計画は、一閑地区広域行政組合の第8期介護保険事業計画との整合性を図るとともに、前期計画期間内における事務事業の進捗状況や成果などを踏まえ、前期計画を適宜見直し、策定するものです。
- なお、少子高齢化の進展による人口減少など様々な課題が懸念されることから、本計画は、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進していくため、SDGs（持続可能な開発目標）を意識して策定することとします。

第2 計画の性格

- ◎ 高齢者福祉計画は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するものであり、市民、関係機関、行政の行動指針となるものです。
- ◎ また、この計画は、一関市総合計画を最上位計画とし、一関市地域福祉計画の理念のもとに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づいて策定する老人福祉計画であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく介護保険事業計画と整合を図りながら策定するものです。



資料出典：長寿社会課作成

第3 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係

- ◎ 高齢者福祉計画は本市の高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられ、介護保険事業計画は、高齢者福祉計画の内容に調和と整合を図り、高齢者福祉計画に包含されるものです。
- ◎ この一関市高齢者福祉計画と一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画の関係については次のとおりです。
- ◎ 高齢者全般に係る福祉施策のうち介護保険部分は、一関地区広域行政組合が担うこととなります。

高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）

実施主体：一関市

◎老人福祉法（第20条の8第1項）に基づく計画

○計画に掲げる事項

- 確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 上記の量の確保の方策
- 老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

実施主体：一関地区広域行政組合

◎介護保険法（第117条第1項）に基づく計画

○計画に掲げる事項

- 介護給付等サービスの量の見込みと確保の方策
- 地域支援事業の量の見込みと確保の方策
- 地域包括ケアシステムの実現のための体制整備
など

第4 計画の期間

- ◎ 計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

第5 基本理念

みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち
“いちのせき”

い いきいきとした長寿のまちづくり

ち 地域で支え合う優しさのまちづくり

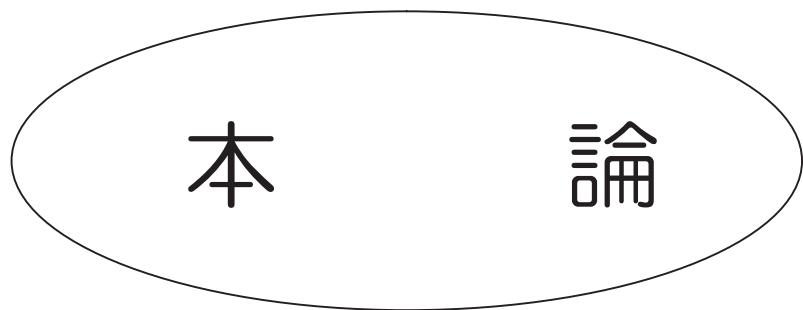
の 伸び伸びと暮らせる快適環境のまちづくり

せ 世代を超えたふれあい交流のまちづくり

き 希望に満ちた協働のまちづくり

第6 計画の策定体制

- ◎ 計画の策定にあたっては、一関市総合計画、一関市地域福祉計画、健康いちのせき21計画（第二次）、一関市障がい者福祉計画、介護保険事業計画などとの整合を図るため、一関地区広域行政組合及び府内関係課との調整により作成したものです。
- ◎ また、本計画は、一関地区広域行政組合や府内関係課との連携はもとより、市民の方や専門分野の方にも参加をいただき策定委員会を設置し、ご意見をうかがいながら策定したものです。



第1章 高齢者を取り巻く現状

第1 人口の現状分析

- ◎ 人口、世帯などの基本的な数値など、高齢者の現状をまとめています。
ここで用いる数値は、一関市住民基本台帳や国勢調査などの結果を使用しています。

(1) 人口の状況（令和2年10月1日現在）

65歳以上の高齢者人口は41,851人、高齢化率は36.8%です。

- 令和2年10月1日現在の一関市における総人口は113,877人で、そのうち65歳以上の高齢者は41,851人です。

高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める比率）は36.8%で、およそ3人に1人が高齢者となっています。

また、75歳以上の高齢者（後期高齢者）は22,545人で、総人口に占める割合は19.8%となっています。

※ 前期計画策定時期（3年前：平成29年10月1日現在）と比較すると、高齢者人口は535人増加し、高齢化率は2.3ポイント増加しています。

■人口の状況（令和2年10月1日現在）(単位：人、%)

区分	人口	構成比	男	女
総人口	113,877	100.0	55,250	58,627
15歳未満	11,767	10.3	6,119	5,648
生産年齢人口	60,259	52.9	31,094	29,165
15～39歳	23,154	20.3	12,095	11,059
40～64歳	37,105	32.6	18,999	18,106
高齢者人口	前期高齢者	19,306	17.0	9,751
	65～69歳	10,056	8.8	5,094
	70～74歳	9,250	8.2	4,657
	後期高齢者	22,545	19.8	8,286
	75～79歳	6,853	6.0	3,022
	80～84歳	6,551	5.8	2,592
	85歳以上	9,141	8.0	2,672
	高齢者人口合計	41,851	36.8	18,037
				23,814

資料出典：一関市住民基本台帳 令和2年10月1日現在

(2) 地域別人口の状況（令和2年10月1日現在）

市内で最も高齢化率が高い地域は、「大東地域」で43.9%となっており、東部圏域の高齢化率が高い傾向となっています。

- 令和2年10月1日現在における地域別の高齢化率のうち、「大東地域」、「東山地域」、「室根地域」、「川崎地域」、「藤沢地域」は65歳以上の高齢者の割合が40%を超えています。

なお、圏域別の高齢化率では、西部圏域は33.5%、東部圏域では41.7%と、高齢化率が8.2ポイント程度、東部圏域の方が高くなっています。

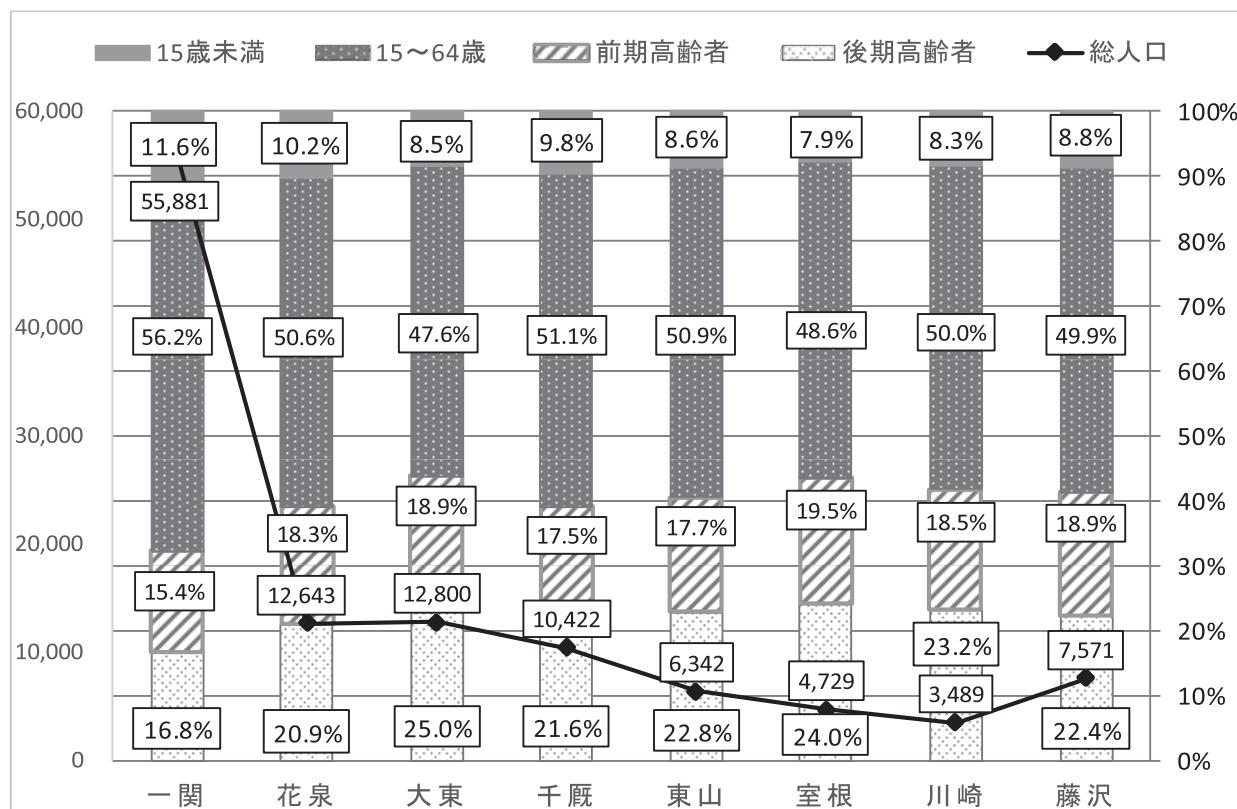
■地域別人口の状況(令和2年10月1日現在)

(単位:人、%)

区分	西部圏域				東部圏域			
	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢
総人口	55,881	12,643	12,800	10,422	6,342	4,729	3,489	7,571
15歳未満	6,498	1,290	1,088	1,018	547	374	288	664
15~64歳	31,384	6,401	6,099	5,327	3,229	2,297	1,746	3,776
65歳以上	17,999	4,952	5,613	4,077	2,566	2,058	1,455	3,131
前期高齢者	8,635	2,312	2,419	1,823	1,120	921	647	1,429
後期高齢者	9,364	2,640	3,194	2,254	1,446	1,137	808	1,702
高齢化率	32.2	39.2	43.9	39.1	40.5	43.5	41.7	41.4
圏域別高齢化率	33.5				41.7			

■地域別人口の状況(令和2年10月1日現在)

(単位:人、%)



資料出典：一関市住民基本台帳 令和2年10月1日現在

(3) 総人口、年齢3区分別人口の推移

平成2年と令和2年を比較すると、15歳未満人口は2分の1に減り、高齢化率は2倍に増え、人口構造が大きく変化しました。

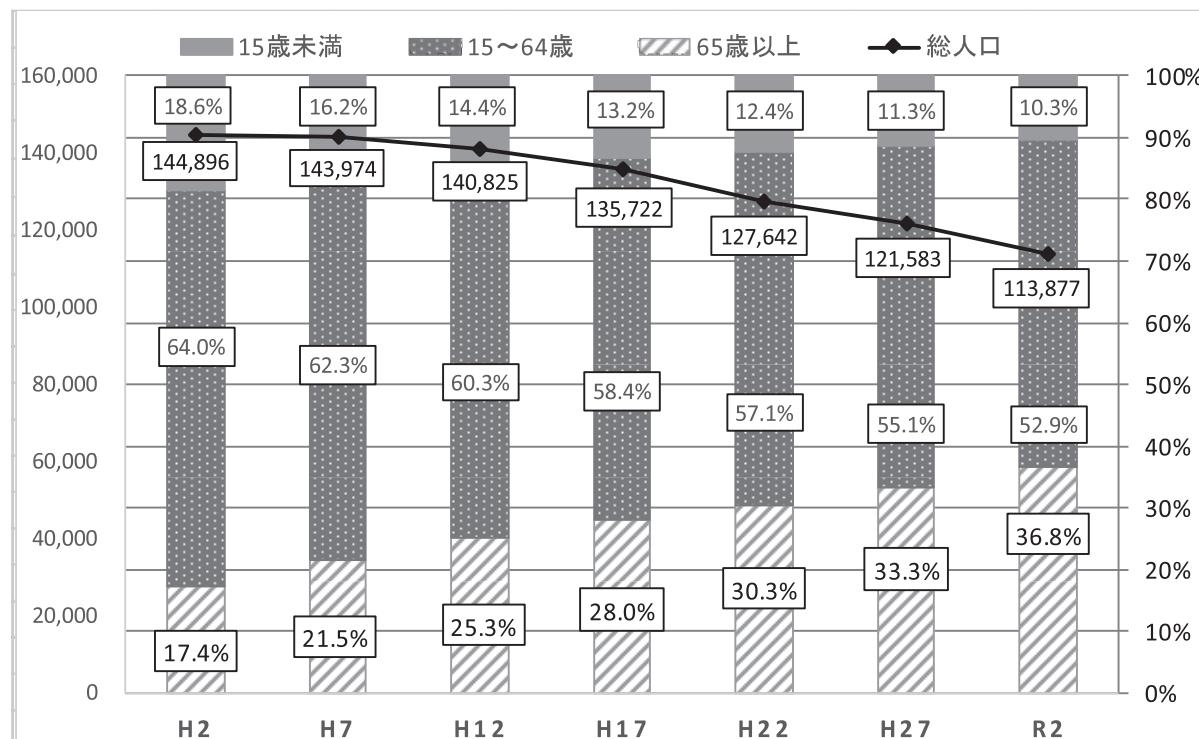
- 平成2年から的人口推移を見ると、令和2年までの30年間で人口は31,019人減少（144,896人⇒113,877人）し、15歳未満の人口は、約半減しました。（26,894人⇒11,767人）

一方、高齢者人口は16,640人増加（25,211人⇒41,851人）し、高齢化率は約2倍に増加しました。（17.4%⇒36.8%）

■総人口、年齢3区分別人口の推移 (単位：人、%)

区分	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	30年間 の増減数
総人口	144,896	143,974	140,825	135,722	127,642	121,583	113,877	△31,019
15歳未満	26,894	23,337	20,286	17,951	15,840	13,750	11,767	△15,127
15～64歳	92,791	89,757	84,860	79,283	72,936	67,024	60,259	△32,532
65歳以上	25,211	30,880	35,564	38,022	38,622	40,468	41,851	16,640
高齢化率	17.4	21.4	25.3	28.0	30.3	33.3	36.8	19.4

■総人口、年齢3区分別人口の推移 (単位：人、%)



資料出典：総務省統計局国勢調査・一関市住民基本台帳

(注1) 12年、17年、22年、27年の調査では、年齢不詳があつたため合計が総人口に一致しません。

(注2) 令和2年は一関市住民基本台帳（令和2年10月1日現在）によります。

(4) 将来における総人口、年齢3区分別人口の推計（見込み）

総人口は減少傾向となる中、高齢者人口は令和3年度をピークに減少傾向に向かいますが、高齢化率は引き続き上昇する見込みです。

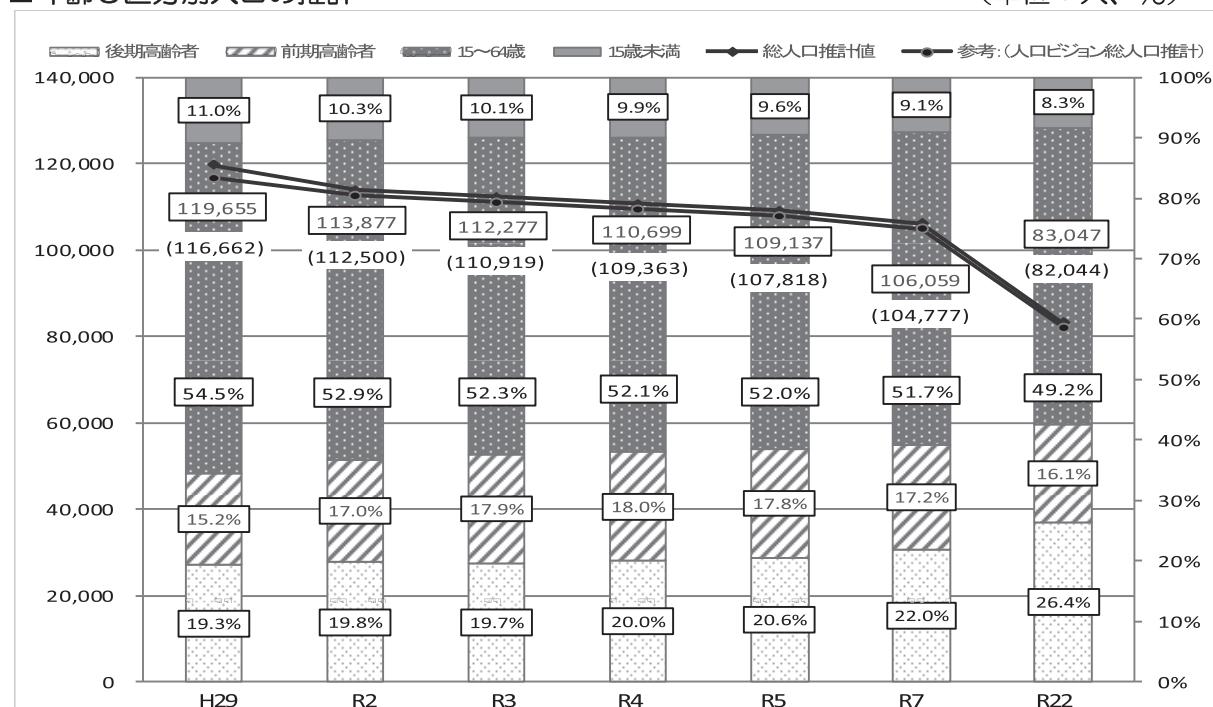
- 一関市人口ビジョンを参考に行った人口推計では、高齢者人口は令和3年度に42,190人をピークに減少傾向に向かい、本計画の最終年度（令和5年度）には高齢者人口が、41,955人となる見込みです。

また、高齢化率は、令和2年（10月1日現在）は36.8%であるのに対し、令和5年には38.4%と1.6ポイント増加する見込みとなっており、その後も引き続き高齢化率の上昇が見込まれています。

■年齢3区分別人口の推計 (単位：人、%)

区分	平成29年 (2017)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
総人口	119,655	113,877	112,277	110,699	109,137	106,059	83,047
15歳未満	13,147	11,767	11,330	10,940	10,458	9,692	6,936
15～64歳	65,192	60,259	58,757	57,693	56,724	54,788	40,846
65歳以上	41,316	41,851	42,190	42,066	41,955	41,579	35,265
前期高齢者	18,171	19,306	20,088	19,917	19,475	18,276	13,334
後期高齢者	23,145	22,545	22,102	22,149	22,480	23,303	21,931
高齢化率	34.5	36.8	37.6	38.0	38.4	39.2	42.5

■年齢3区分別人口の推計 (単位：人、%)



資料出典：長寿社会課作成

(注1) 平成29年、令和2年は、一関市住民基本台帳（各年10月1日現在）の実績数値です。

(注2) 令和3年以降は、一関市住民基本台帳（令和2年10月1日現在）の人口（実績）を勘案し、一関市人口ビジョンの高齢化率等を参考に推計したものです。

第2 高齢者世帯の状況

(1) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の状況

全世帯に占める、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯は 22.0%となっています。

- ひとり暮らし高齢者世帯は、3年間で 384 世帯が増加しています。
- 夫婦など 65 歳以上の高齢者のみ世帯は、3年間で 469 世帯が増加しています。
- ひとり暮らし高齢者世帯と夫婦など 65 歳以上の高齢者のみ世帯は、ともに全世帯の 11.0%を占めています。

■高齢者世帯の構成

(単位：世帯数、%)

区分	平成 29 年度		令和 2 年度		3 年間の 増減数	
	全世帯数	構成比	全世帯数	構成比	世帯数	構成比
ひとり暮らし高齢者	4,720	46,357	10.2	5,104	46,326	11.0
	一 関	2,312	24,045	9.6	2,543	24,279
	花 泉	478	4,725	10.1	534	4,729
	大 東	662	5,069	13.1	662	4,993
	千 厥	443	4,183	10.6	474	4,109
	東 山	241	2,349	10.3	249	2,313
	室 根	190	1,805	10.5	209	1,794
	川 崎	133	1,311	10.1	151	1,292
高齢者のみ世帯	261	2,870	9.1	282	2,817	10.0
	4,638	46,357	10.0	5,107	46,326	11.0
	一 関	2,157	24,045	9.0	2,330	24,279
	花 泉	421	4,725	8.9	517	4,729
	大 東	641	5,069	12.6	671	4,993
	千 厥	511	4,183	12.2	545	4,109
	東 山	265	2,349	11.3	272	2,313
	室 根	204	1,805	11.3	235	1,794
藤 沢	川 崎	140	1,311	10.7	164	1,292
	299	2,870	10.4	373	2,817	13.2

資料出典：在宅高齢者実態調査（長寿社会課） 各年 10 月 1 日現在

(注1) 「在宅高齢者実態調査」は、市内に居住する 65 歳以上の在宅高齢者の実態を把握し、高齢者福祉施策及び地域福祉活動の推進に役立てるため、市が独自で行っている調査です。

(2) 認知症高齢者、日中独居高齢者の状況

65歳以上人口に占める、認知症高齢者は12.6%、援護を要する日中独居高齢者は1.5%となっています。

- 認知症高齢者は、3年間で316人増加しています。
- 援護を要する日中独居高齢者は、3年間で31人減少しています。
- 65歳以上の高齢者に占める割合は、認知症高齢者が12.6%、日中独居高齢者は1.4%となっています。

■認知症高齢者人口の構成

(単位:人口数、%)

区分	平成28年度		令和元年度		3年間の 増減数	
	65歳 以上人口	構成比	65歳 以上人口	構成比	65歳 以上人口	構成比
認知症高齢者	4,950	41,089	12.0	5,266	41,732	12.6
					316	△0.6

資料出典：認知症高齢者等の日常生活自立度調査（一関地区広域行政組合）各年度3月31日現在

※ 認知症高齢者については、今期計画より認知症高齢者等の日常生活自立度調査の数値を活用。

認知症の症状があるとされるランクⅡ以上を認知症高齢者として集計。

■日中独居高齢者人口の構成

(単位:人口数、%)

区分	平成29年度		令和2年度		3年間の 増減数	
	65歳 以上人口	構成比	65歳 以上人口	構成比	65歳 以上人口	構成比
日中独居高齢者	615	41,316	1.5	584	41,851	1.4
一 関	160	17,550	0.9	170	17,999	0.9
花 泉	105	4,826	2.2	91	4,952	1.9
大 東	89	5,683	1.6	75	5,613	1.3
千 厥	105	4,098	2.6	96	4,077	2.4
東 山	49	2,558	1.9	46	2,566	1.8
室 根	26	2,047	1.3	27	2,058	1.3
川 崎	26	1,429	1.8	34	1,455	2.3
藤 沢	55	3,095	1.8	45	3,131	1.4

資料出典：在宅高齢者実態調査（長寿社会課）各年10月1日現在

(注1) 援護を要する日中独居高齢者とは、「介護を要する高齢者、認知症高齢者のうち、1日概ね6時間以上独居となる人」と定義して調査をしたものです。

(参考) 認知症高齢者等の日常生活自立度調査による認知症者数

■第1号被保険者(65歳以上)の推移

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
自立	2,048	22.6	1,856	20.6	1,900	20.9	1,811	19.9
I	2,075	22.9	2,067	22.9	2,128	23.3	2,019	22.2
IIa	591	6.5	515	5.7	492	5.4	526	5.8
IIb	2,055	22.6	2,085	23.1	2,076	22.8	2,209	24.3
IIIa	1,433	15.8	1,608	17.8	1,658	18.2	1,709	18.8
IIIb	279	3.1	254	2.8	232	2.5	234	2.6
IV	563	6.2	607	6.7	603	6.6	565	6.2
M	29	0.3	38	0.4	29	0.3	23	0.2
認定者数	9,073	100.0	9,030	100.0	9,118	100.0	9,096	100.0
ランクⅡ以上	4,950	54.5	5,107	56.5	5,090	55.8	5,266	57.9

■第2号被保険者(40~64歳)の推移

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
自立	95	46.1	85	44.3	89	46.1	84	43.1
I	30	14.6	37	19.2	31	16.1	28	14.4
IIa	10	4.8	6	3.1	10	5.2	11	5.6
IIb	32	15.5	27	14.1	22	11.4	30	15.4
IIIa	21	10.2	18	9.4	19	9.8	16	8.2
IIIb	1	0.5	1	0.5	1	0.5	2	1.0
IV	15	7.3	17	8.9	20	10.4	24	12.3
M	2	1.0	1	0.5	1	0.5	0	0.0
認定者数	206	100.0	192	100.0	193	100.0	195	100.0
ランクⅡ以上	81	39.3	70	36.5	73	37.8	83	42.5

■ランクⅡ以上の被保険者の推移(再掲)

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	3年間増減数
第1号被保険者	4,950	5,107	5,090	5,266	316
第2号被保険者	81	70	73	83	2
被保険者計	5,031	5,177	5,163	5,349	318

資料出典：一関地区広域行政組合作成(各年度3月31日現在)

第3 要支援・要介護者の状況

(1) 要支援・要介護者の状況と推移

令和2年9月30日現在の要支援・要介護認定者数は9,217人、認定率は22.0%となっており、5人に1人が要支援・要介護認定を受けています。

- 要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和2年9月30日現在の要支援・要介護認定者数は9,217人で、平成29年9月30日現在と比較すると、353人が増加しています。

また、65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合(認定率)は、22.0%となっており、65歳以上の高齢者約5人に1人が介護認定を受けています。

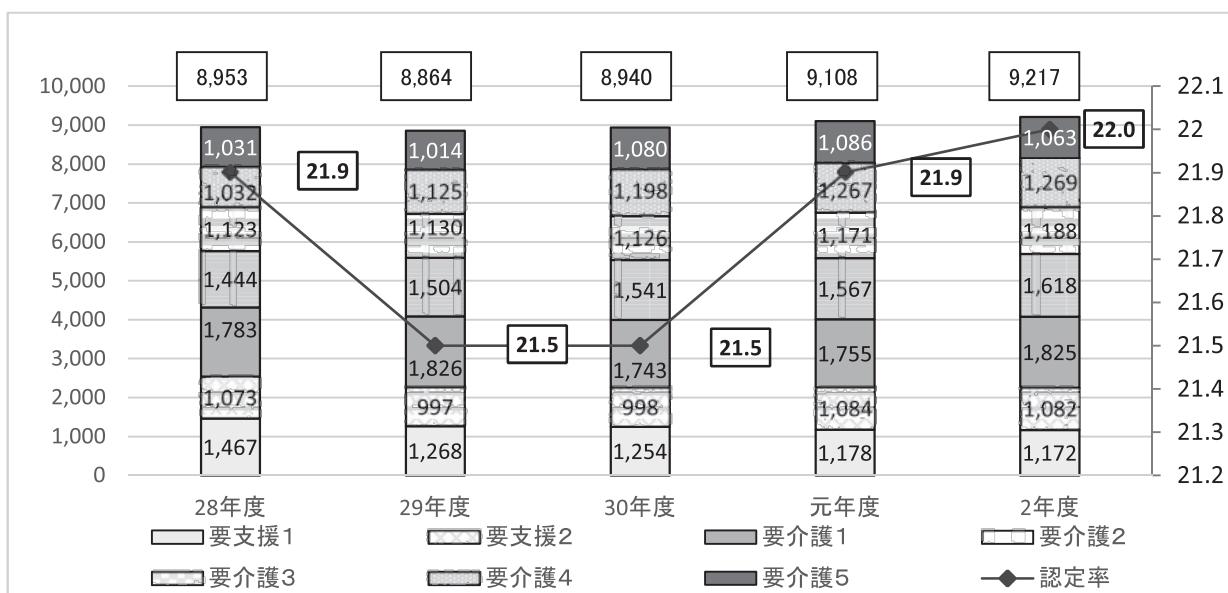
■要支援・要介護者の状況と推移

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
要支援1	1,467	16.4	1,268	14.2	1,254	14.0	1,178	12.9	1,172	12.7
要支援2	1,073	12.0	997	11.1	998	11.2	1,084	11.9	1,082	11.7
要介護1	1,783	19.9	1,826	20.9	1,743	19.5	1,755	19.3	1,825	19.8
要介護2	1,444	16.1	1,504	17.1	1,541	17.2	1,567	17.2	1,618	17.6
要介護3	1,123	12.6	1,130	12.9	1,126	12.6	1,171	12.9	1,188	12.9
要介護4	1,032	11.5	1,125	12.5	1,198	13.4	1,267	13.9	1,269	13.8
要介護5	1,031	11.5	1,014	11.3	1,080	12.1	1,086	11.9	1,063	11.5
合計	8,953	100.0	8,864	100.0	8,940	100.0	9,108	100.0	9,217	100.0
認定率	21.9(15.7)		21.5(16.0)		21.5(16.1)		21.9(16.4)		22.0(16.6)	
事業対象者数	—		333		326		308		293	

※ () 内は要介護者のみの認定率

■要支援・要介護者の状況と推移

(単位：人、%)



資料出典：一関地区広域行政組合作成(各年9月30日時点の一関市における数値※平泉町は含まない。)

事業対象者数は長寿社会課作成(平成29～令和元年度は年度末時点、令和2年度は9月30日時点)

(2) 要支援・要介護者の推計（見込み）

○ 要支援・要介護者の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、高齢化の進展に伴い要支援認定者、要介護認定者ともには増加する見込みで、令和7年度には9,409人と、令和2年度に比べ、192人増加すると見込んでいます。

高齢者人口は令和3年度をピークに減少に転じるものとの、介護認定率の高い後期高齢者、中でも80歳以上の高齢者数の増加により、今後も要介護（要支援）者は増加するものと見込んでいます。

■要支援・要介護者の推計

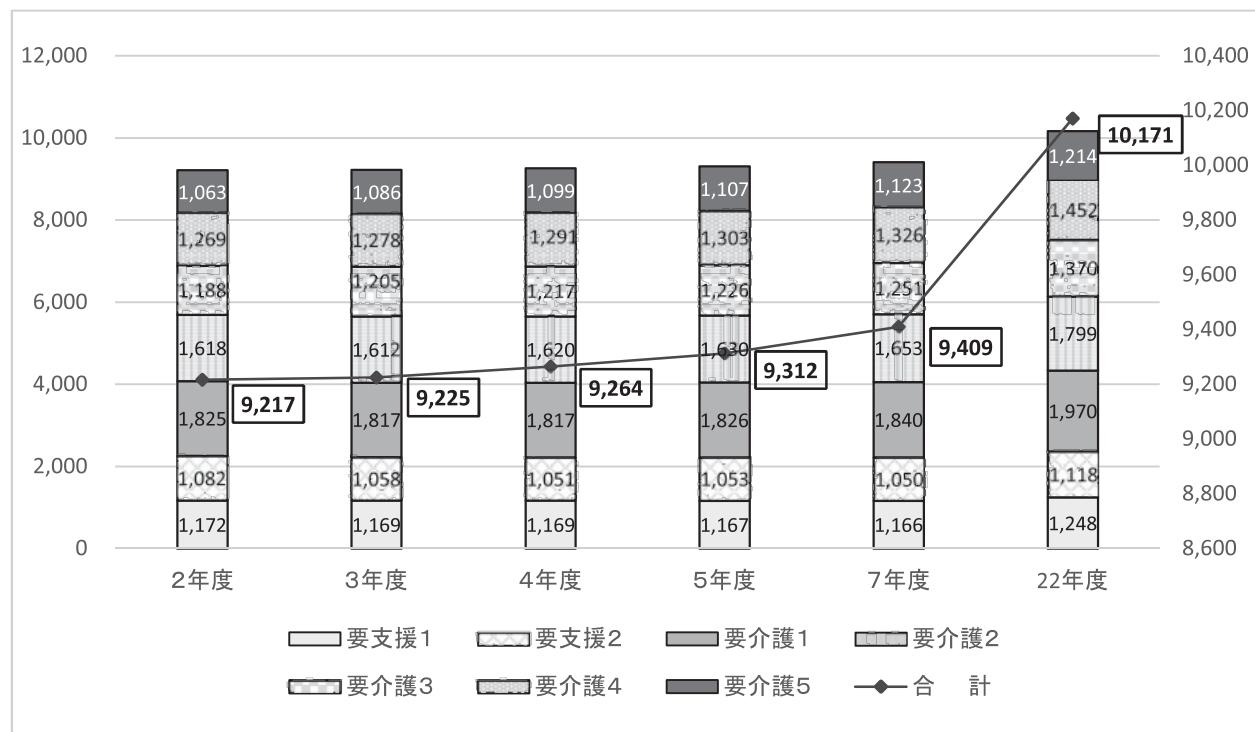
認定区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		令和22年度	
	人数 (人)	割合 (%)										
要支援1	1,172	12.7	1,169	12.7	1,169	12.6	1,167	12.5	1,166	12.4	1,248	12.3
要支援2	1,082	11.7	1,058	11.5	1,051	11.4	1,053	11.3	1,050	11.2	1,118	11.0
要介護1	1,825	19.8	1,817	19.7	1,817	19.6	1,826	19.6	1,840	19.5	1,970	19.4
要介護2	1,618	17.6	1,612	17.5	1,620	17.5	1,630	17.5	1,653	17.6	1,799	17.7
要介護3	1,188	12.9	1,205	13.0	1,217	13.1	1,226	13.2	1,251	13.3	1,370	13.4
要介護4	1,269	13.8	1,278	13.8	1,291	13.9	1,303	14.0	1,326	14.1	1,452	14.3
要介護5	1,063	11.5	1,086	11.8	1,099	11.9	1,107	11.9	1,123	11.9	1,214	11.9
合 計	9,217	100.0	9,225	100.0	9,264	100.0	9,312	100.0	9,409	100.0	10,171	100.0
認定率	22.0 (16.6)		21.9 (16.6)		22.0 (16.7)		22.2 (16.9)		22.6 (17.3)		28.8 (22.1)	
事業対象者数	300		300		300		300		300		300	

※ 令和2年度の数値は、令和2年9月30日現在のものです。

() 内は要介護者ののみの認定率

■要支援・要介護者の推計

(単位：人)



資料出典：一関地区広域行政組合作成（一関市における数値 ※平泉町は含まない。）

第4 高齢者の就業状況

(1) 高齢者の就業状況

65歳以上の高齢者の就業者数は増加傾向にあり、約6人に1人が就業し、地域社会で元気に活躍しています。

- 平成27年の国勢調査における市内の就業者総数は60,063人です。そのうち65歳以上の高齢者の就業者数は10,279人で17.1%を占めています。
- 平成22年と比較すると、15歳～64歳の就業者が減少する一方で、65歳以上の高齢者の就業者数は、増加しています。

■高齢者の就業状況 (単位:人、%)

区分	平成22年度		平成27年度		比較	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
合計 (①+②+③)	60,606	100	60,063	100	△543	
①15～64歳就業者	51,939	85.7	49,784	82.9	△2,155	△2.8
②65～75歳就業者	5,915	9.8	7,306	12.2	1,391	2.4
男	3,522		4,501		979	
女	2,393		2,805		412	
③75歳以上就業者	2,752	4.5	2,973	4.9	221	0.4
男	1,714		1,737		23	
女	1,038		1,236		198	
65歳以上高齢者の就業者数 (②+③)		8,667		10,279		1,612
(参考)65歳以上高齢者の就業割合		14.3		17.1		2.8

資料出典：平成22年、平成27年総務省統計局国勢調査（各基準年10月1日現在）

(2) 高齢者の産業別就業状況

第1次産業の就業者の約3分の2が65歳以上の高齢者となっています。

しかし、第1次産業に就業する高齢者数は減少傾向にあり、建設業などの第2次産業、サービス業などの第3次産業に就業する高齢者が増加傾向にあります。

- 就業している高齢者の約半数の 46.6%は農業や林業などの第1次産業に従事しています。また、第1次産業に就業している高齢者の割合は 60.3%となっています。
- 平成22年の国勢調査と比較すると、第1次産業に就業する高齢者の割合が減少し、建設業などの第2次産業、サービス業などの第3次産業に就業する高齢者が増加しています。

■高齢者の就業状況

(単位:人、%)

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	合計
合計	7,939	18,078	33,328	718	60,063
15~64歳就業者	3,153	16,496	29,581	554	49,784
	39.7%	91.2%	88.8%	77.2%	82.9%
65歳以上高齢者の就業者	4,786	1,582	3,747	164	10,279
	60.3%	8.8%	11.2%	22.8%	17.1%
男	2,865	1,246	2,035	92	6,238
女	1,921	336	1,712	72	4,041
65~74歳	2,834	1,396	2,975	101	7,306
男	1,696	1,107	1,637	61	4,501
女	1,138	289	1,338	40	2,805
75歳以上	1,952	186	772	63	2,973
男	1,169	139	398	31	1,737
女	783	47	374	32	1,236
65歳以上高齢者の産業別就業割合	46.6%	15.4%	36.4%	1.6%	100%
(参考) 平成22年時 65歳以上高齢者の産業別就業割合	57.3%	10.2%	31.8%	0.7%	100%
H22年時との比較	△10.7%	5.2%	4.6%	0.9%	

資料出典：平成27年総務省統計局国勢調査

(注) その他は分類不能の産業

第5 各種事業の取り組み状況

◎ 住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、前期計画期間においては、「健康づくりと介護予防の推進」、「生きがいづくりの推進」、「在宅生活を支える基盤整備」、「サービスの充実」、「認知症高齢者等支援対策の推進」を柱とし、高齢者の保健福祉サービスの充実に取り組んできました。

(1) 健康づくりと介護予防の推進

○ ここでは、高齢者等の主な保健事業・介護予防事業の実施状況等について掲載します。

1 健康ながらだづくり

いくつになってもその人らしく、いきいきとした生活が送れるよう各種専門職による健康教育、健康相談など、健康づくりや介護予防の支援を実施しています。

① 健康教育

市民の健康づくりの意識を高め、主体的に生活習慣病の発症と重症化の予防に取り組むことを推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、健康運動指導士、保健師、栄養士等が講話や実技指導を行っています。

■健康教育の実施状況

(単位：回、人)

項目	年度	29年度		30年度		元年度	
		回数	延参加者数	回数	延参加者数	回数	延参加者数
医師講演会	8	559	7	488	6	329	
歯科医師講演会	8	249	8	279	8	251	
薬剤師による健康教育	8	234	8	229	8	288	
歯科衛生士による健康教育	8	185	8	206	8	238	
軽体操普及推進事業	45	934	43	884	40	1,038	
保健師等による健康教育	885	15,848	843	16,302	832	17,039	
合 計	962	18,009	917	18,388	902	19,183	

資料出典：健康づくり課作成

② 健康相談

保健師・栄養士などが保健センター・地区集会所などで心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言や指導を行い、健康管理への支援を行っています。

■健康相談の実施状況

(単位：人)

項目	年度	29年度		30年度		元年度	
		延利用者数	延利用者数	延利用者数	延利用者数	延利用者数	延利用者数
所内健康相談		1,576		1,629		1,997	
所内栄養相談		29		10		18	
地区健康相談		4,566		4,652		4,668	
合 計		6,171		6,291		6,683	

資料出典：健康づくり課作成

2 主要死因について

平成 30 年死亡率（人口 10 万人に対して）は 1,676.7 となっており、全国（1,096.8）・岩手県（1,401.8）を上回っています。

また、全死因の 54.6%を、3大死因の悪性新生物（がん）、心疾患（心臓病など）、脳血管疾患（脳卒中など）の生活習慣病で占めています。

■年次別主要死因別死亡率

（率：人口対 10 万人）

区分 年	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺 炎	
	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率
28年	1,899	1,581.7	486	404.8	365	304.0	206	171.6	143	119.1
29年	1,959	1,655.7	466	393.9	364	307.6	207	175.0	153	129.3
30年	1,953	1,676.7	488	419.0	336	288.5	242	207.8	121	103.9

資料出典：岩手県保健福祉年報

■主要死因別死亡率（平成 30 年）

（率：人口対 10 万人）

区分	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺 炎	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
全国	1,362,470	1,096.8	373,584	300.7	208,221	167.6	108,186	87.1	94,661	76.2
岩手県	17,390	1,401.8	4,446	358.4	2,928	236.0	1,989	160.3	1,074	86.6
一関市	1,953	1,676.7	488	419.0	336	288.5	242	207.8	121	103.9

資料出典：岩手県保健福祉年報・人口動態統計

3 各種成人検診事業

がん、心臓病、脳卒中、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見、早期治療に結びつけるため、各種成人検診を実施しています。

① がん検診受診状況

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は 40 歳以上の方、子宮がん検診は 20 歳以上の方を対象に実施しています。

■対象者及び受診者数

（単位：人、%）

年度 区分	29 年度			30 年度			元 年 度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
胃がん検診	45,907	10,874	23.7	45,907	10,651	23.2	45,907	10,766	23.5
肺がん検診	45,907	14,135	30.8	45,907	14,476	31.5	45,907	14,679	32.0
大腸がん検診	45,907	14,740	32.1	45,907	14,746	32.1	45,907	15,043	32.8
子宮がん検診	30,426	5,813	29.1	30,426	5,761	29.2	30,426	5,840	29.4
乳がん検診	27,933	5,836	37.6	27,933	5,526	36.2	27,933	5,817	36.1

資料出典：健康づくり課作成(一関市保健事業の実施状況より)

※1 対象者数は、直近の国勢調査の数値を用いて算出した推計対象者数であることから、3か年の対象者数が同一となっています。なお、推計対象者数は下記により算定します。

推計対象者数＝市町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

※2 子宮がん検診と乳がん検診受診率＝（受診者数＋前年度受診者数－2年連続受診者数）÷対象者数×100

② 結核健診受診状況（対象者：65歳以上）

■受診状況

(単位：人、%)

29年度			30年度			元年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
18,032	2,041	11.3	19,017	1,893	10.0	18,958	1,806	9.5

資料出典：健康づくり課作成(一関市保健事業の実施状況より)

③ 特定健康診査受診状況（対象者：一関市国民健康保険加入者の40歳～74歳）

■受診状況

(単位：人、%)

29年度			30年度			元年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
20,992	8,559	40.8	20,410	8,759	42.9	19,911	8,827	44.3

資料出典：健康づくり課作成(法定報告より)

④ 後期高齢者の健康診査受診状況（対象者：岩手県後期高齢者医療保険加入者）

■受診状況

(単位：人、%)

29年度			30年度			元年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
12,586	2,847	22.6	9,501	3,291	34.6	10,945	3,593	32.8

資料出典：健康づくり課作成(一関市保健事業の実施状況より)

⑤ 特定保健指導実施率

■受診状況

(単位：人、%)

29年度			30年度			元年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
1,187	135	11.4	1,219	115	9.4	1,238	187	15.1

資料出典：健康づくり課作成(法定報告より)

⑥ 特定健診受診結果からの要医療者に対する受診勧奨

■受診状況

(単位：人、%)

29年度			30年度			元年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
450	370	82.2	678	444	65.5	550	350	63.6

資料出典：健康づくり課作成

4 成人歯科健診事業

生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、健やかに高齢期を迎えることができるよう、「8020運動（80歳になっても20本以上の歯を保とう）」の推進と併せて、成人歯科健診等を実施しています。

また、寝たきり等により歯科受診が困難な方に対し、歯科医師による家庭訪問歯科診療を実施しています。

① 成人歯科健康診査受診状況（対象者：40歳・50歳・60歳・70歳）

■対象者及び受診者数 (単位：人、%)

年度\区分	対象者	受診者	受診率
29年度	6,565	1,005	15.3
30年度	6,843	1,094	16.0
元年度	6,420	1,002	15.6

資料出典：健康づくり課作成（一関市保健事業の実施状況より）

② 後期高齢者の歯科健康診査受診状況（対象者：岩手県後期高齢者医療保険加入者の75歳）

■受診状況 (単位：人、%)

29年度			30年度			元年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
1,556	195	12.5	1,409	201	14.3	1,489	271	18.2

資料出典：岩手県後期高齢者医療広域連合

③ 家庭訪問歯科診療実施状況

■実施者数及び訪問延回数 (単位：人、回)

区分\年度	29年度			30年度			元年度		
	実人数	訪問延回数	一人当たり訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当たり訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当たり訪問回数
人数	20	57	2.9	10	29	2.9	7	19	2.7

資料出典：健康づくり課作成（一関市保健事業の実施状況より）

5 介護予防事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護が必要な状態にならないように、住民等の多様な主体による地域資源を生かした多様なサービスを実施しており、特に住民主体の通いの場である通所型サービスBが徐々に増えています。

ア 訪問介護サービス・通所介護サービス（独自サービス）

介護予防・日常生活支援総合事業実施前と同様の訪問介護サービスや通所介護サービスを提供しています。

イ 緩和した基準による通所型サービス（通所型サービスA）

人員配置や提供時間等のサービス提供要件等を緩和した基準により実施している事業所は1か所のみとなっています。

ウ 住民主体の通所型サービス（通所型サービスB）

住民主体により週1回以上、体操や運動などの介護予防に取組むサービスです。

■実施状況

（単位：団体、人）

区分\年度	29年度	30年度	元年度
実施団体数	5	10	14
延べ利用者数	2,953	8,632	9,429

資料出典：長寿社会課作成

エ 短期集中予防通所型サービス（通所型サービスC）

要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善のプログラムを提供しています。

■実施状況

（単位：事業所、人）

区分\年度	29年度	30年度	元年度
実施事業者数	5	6	5
延べ利用者数	572	596	600

資料出典：長寿社会課作成

② 一般介護予防事業

介護が必要な状態にならないように、また健康で生きがいを持った生活が送れるよう各地区の集会所等で、65歳以上の高齢者を対象に介護予防事業を行っています。

住民主体による介護予防が効果的であることから、週イチ俱乐部の支援など、住民主体による介護予防を促進しています。

■開催状況

(単位：回、人)

区分・年度 地域	29年度		30年度		元年度	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
全 域	1,815	26,467	1,833	28,587	1,723	23,603

資料出典：長寿社会課作成

ア 週イチ俱楽部応援事業

いつまでも元気に住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「いきいき百歳体操」を中心とした運動を週1回以上実施する住民団体等を「週イチ俱楽部」とし、必要な物品の貸し出しや専門職等による指導の支援を行っています。

また、「週イチ俱楽部」の立ち上げや運営等の補助を行い、地域住民主体の介護予防活動を推進する「週イチ俱楽部サポーター」を養成しています。

■週イチ俱楽部利用状況

(単位：団体、人)

区分	年度	29年度	30年度	元年度
週イチ俱楽部活動団体数		30	36	53
週イチ俱楽部サポーター養成者数		63	56	32

資料出典：健康づくり課作成

③ ふれあいサロン（一関市社会福祉協議会事業）

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、日中独居となる方、高齢者のみ世帯の方などを対象に、他の高齢者等との交流を通じて、閉じこもりの防止を図るため、自治会などを単位とした定期的な集まり（ミニサロン）の開催を支援しています。

■開催状況

(単位：箇所、日)

区分・年度 地域	29年度		30年度		元年度	
	設置箇所数	開催日数	設置箇所数	開催日数	設置箇所数	開催日数
一 関	129	1,396	130	1,585	129	1,287
花 泉	55	596	56	599	58	588
大 東	47	467	49	532	51	575
千 鹿	48	572	48	651	47	609
東 山	18	228	17	236	19	218
室 根	20	183	20	191	19	178
川 崎	19	184	18	180	17	179
藤 沢	29	318	29	324	27	296
合 計	365	3,944	367	4,298	367	3,930

資料出典：一関市社会福祉協議会作成

(2) 生きがいづくりの推進

- ここでは、高齢者の社会参加や生きがいづくりの状況について掲載します。

1 元気な高齢者への活動支援

① 老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための便宜を総合的に供与する施設で、老人クラブ及び各種趣味活動グループなどの研修活動やレクリエーション活動の場として利用されています。

■利用状況

(単位：日、人)

施設名	区分・年度			開館日数			利用者数		
	29年度	30年度	元 年 度	29 年度	30 年度	元 年 度			
一関老人福祉センター	297	298	295	4,146	3,946	3,745			
大東老人福祉センター	213	216	206	4,582	5,190	4,585			
千厩老人福祉センター	245	240	209	6,079	6,517	5,804			
合 計	755	754	710	14,807	15,653	14,134			

資料出典：長寿社会課作成

② 生活支援アシスタント養成講座

介護保険施設等で、ベッドメイキング、介護用品等の補充等の軽作業や見守りなどを行う高齢者ボランティアを養成することを目的に、生活支援アシスタント養成講座を開催しています。

■養成講座受講状況

(単位：人、団体)

区分	年度	29 年度	30 年度	元 年 度
		名簿登録者数	40	18

資料出典：長寿社会課作成

③ 満百歳記念事業

市内に居住する満百歳を迎えた方に対し、祝い状や記念品等を贈呈しています。

■贈呈状況

(単位：人)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
29年度	17	3	6	8	1	3	3	0	41
30年度	15	8	10	7	1	0	3	4	48
元 年 度	15	9	16	10	1	7	1	6	65

資料出典：長寿社会課作成

④ 敬老会開催事業

市内に居住する80歳以上の高齢者を対象に、各地域で敬老会を開催し、長寿をお祝いしています。

■開催状況

(単位：人)

区分 年度 地域	招待者数			出席者数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
一 関	6,534	6,564	6,573	1,959	1,861	1,842
花 泉	2,023	2,017	1,998	774	785	690
大 東	2,531	2,509	2,463	1,113	1,095	1,012
千 厥	1,720	1,687	1,645	784	766	735
東 山	1,059	1,072	1,077	455	444	445
室 根	901	885	875	327	310	314
川 崎	632	614	615	338	297	299
藤 沢	1,391	1,367	1,342	533	504	464
合 計	16,791	16,715	16,588	6,283	6,062	5,801

資料出典：長寿社会課作成

2 雇用・就労機会の確保

① 公益社団法人一関市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者の就業活動の促進を通じて、地域の高齢者が、長年培った知識・経験・技能を生かし、共に働き、共に助け合っていくことを目指し、高齢者の生きがいの充実と地域社会の活性化を図ることを目的に活動しています。主な活動として、障子の張り替えや草刈り、家事手伝いなどの軽作業を依頼主との請負（委託）契約により行います。

■利用状況

(単位：人、件、円)

年度 区分	29年度	30年度	元年度
会員数（人）	498	489	486
受託件数（件）	3,803	3,859	3,739
就業延人員（人）	27,349	27,368	26,724
総額（円）	138,843,049	149,437,652	150,861,318

資料出典：長寿社会課作成

3 学習機会の充実・スポーツ活動の推進

① 生涯学習活動とスポーツ施設の利用状況

高齢になってもいきいきと活力ある生活が送れるよう、市民センターを中心に高齢者大学や各種の講座を開催し、学習意欲の向上に努めました。

また、スポーツ推進員の派遣やニュースポーツの講習会等の開催により、スポーツ活動の普及にも努めました。

■利用状況

(単位：人)

年度区分	29年度	30年度	元年度
市民センターにおける生涯学習活動利用者数	279,997	272,564	258,826
市営スポーツ施設利用者数	845,884	848,332	719,242

資料出典：いきがいづくり課・スポーツ振興課作成

※一関市総合計画前期基本計画における主な指標を設定

4 老人クラブの支援

① 老人クラブの活動状況

老人クラブは、概ね60歳以上が会員となり、高齢者の教養の向上、健康の増進に関する活動や地域との交流活動、レクリエーション活動などを行っています。

また、ひとり暮らし高齢者宅への訪問や、児童・生徒の登下校時の見守り活動など、地域社会において、大きな役割を果たしています。

■クラブ数及び加入状況

(単位:人、%)

区分 年度 地域	クラブ数			会員数			60歳以上の 高齢者数			加入率		
	29 年度	30 年度	元 年度	29 年度	30 年度	元 年度	29 年度	30 年度	元 年度	29 年度	30 年度	元 年度
一関	78	74	71	3113	2912	2727	21,785	21,809	21,924	14.29	13.35	12.44
花泉	37	34	34	916	808	777	5,941	5,938	5,971	15.42	13.61	13.01
大東	44	42	38	1,623	1,475	1,295	6,907	6,815	6,815	23.50	21.64	19.00
千厩	26	26	26	1,293	1,268	1,205	4,971	4,935	4,875	26.01	25.69	24.72
東山	23	23	23	706	687	659	3,092	3,069	3,031	22.83	22.39	21.74
室根	11	11	11	458	443	422	2,498	2,473	2,498	18.33	17.91	16.89
川崎	25	25	25	1,148	1,138	1,112	1,790	1,766	1,759	64.13	64.44	63.22
藤沢	21	21	21	920	877	839	3,854	3,832	3,823	23.87	22.89	21.95
合計	265	256	249	10,177	9,608	9,036	50,838	50,637	50,696	20.02	18.97	17.82

資料出典：長寿社会課作成

5 地域・世代間交流の推進

① 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の健康増進や生きがいづくり活動の促進、高齢者同士だけではなく世代を超えたふれあい活動、交流活動の促進を図るため、各種行事を市老人クラブ連合会と連携し開催しています。

■参加状況

(単位：人)

区分 年度	いきいきシニア スポーツ大会	世代間 交流事業	市長杯囲碁・ 将棋大会	高齢者趣味 創作品展示会	合計
29年度	3,050	407	45	150	3,652
30年度	3,208	348	33	145	3,734
元年度	2,695	中止	33	100	2,828

資料出典：長寿社会課作成

※元年度に予定していた世代間交流事業は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止。

6 シニア活動プラザの活用

① シニア活動プラザ運営事業

市街地活性化施設（なのはなプラザ）内に設置する「シニア活動プラザ」を拠点として、シニア世代の社会参加及び社会貢献活動のきっかけづくりを促進するため、専門相談員による相談窓口の開設や学習会、セミナー等の開催など、「シニア社会貢献支援事業」を一関市社会福祉協議会に委託し、実施しています。

■利用状況

(単位：人、団体)

区分 年度	29 年度	30 年度	元 年 度
シニア活動プラザ利用者数	7,056	9,424	9,615
登録団体	51	56	63

資料出典：長寿社会課作成

(3) 在宅生活を支える基盤整備

- ここでは、高齢者の在宅生活を支える基盤の整備の実施状況等について掲載します。

1 生活支援体制の整備

高齢になっても住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう支援体制の整備を行っています。

① 地域での支え合いの推進

民生委員児童委員や保健推進委員の協力をいただき、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯の地域からの孤立防止のため、ミニサロン等を開催し地域でお互いに支え合う意識の醸成を行っています。

② 地域での見守り

ア 高齢者見守りネットワーク事業

郵便局や新聞配達業など市内の一般家庭を訪問する事業者との連携により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の見守り活動を実施し、地域における見守り体制の強化を図っています。

■登録状況

(単位：事業所)

年度 区分	29 年度	30 年度	元 年 度
協力事業所数	36	55	51

資料出典：長寿社会課作成 ※ 令和元年度の減は、事業所の閉鎖・廃業によるもの。

イ 民生委員・児童委員による見守り活動

民生委員・児童委員が担当地域の高齢者や障がい者、母子家庭等を訪問し、地域の見守り活動を行っています。

■活動状況

(単位：件)

年度 区分	29 年度	30 年度	元 年 度
訪問・連絡活動	40,109	39,292	40,411

資料出典：福祉行政報告例

③ 生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターが各地域を回り、地域で培われた生活支援サービスの把握や情報提供を行い、生活支援体制が構築されるよう支援を行っています。

■配置状況(各年度4月1日現在)

(単位：人)

年度 区分	29 年度	30 年度	元 年 度
生活支援コーディネーター配置数	2	4	4

資料出典：長寿社会課作成

2 包括的支援体制の充実

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活が続けられるよう地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）等による相談業務や関係機関による地域ケア会議を開催し、各種サービスの提供に結びつくよう支援を行っています。

医療と介護について、切れ目ないサービスを提供するため、「一関市医療と介護の連携連絡会」（以下、医介連）を中心に、多職種協働による顔の見える関係づくりに努めてきました。

権利擁護の推進については、成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワーク構築にかかる検討会を開催し、関係機関と協議を進めてきました。

① 地域包括支援センターの設置

保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援することを目的に、地域の高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な相談・援助を行っています。（令和3年4月1日付で高齢者総合相談センターは、地域包括支援センターに名称変更になる予定です。）

■地域包括支援センターの設置状況（令和2年4月1日現在）

区分	年度 区分	担当地域	職員の配置状況（人）			
			保健師	社会 福祉士	主任介護 支援専門員	認知症地 域支援推進員等
高齢者総合相談セ ンターさくらまち	一関1（一関・真 滝・舞川・弥栄）		2	2	2	2
一関西部地域包括 支援センター	一関2（山目・中 里・厳美・萩荘）		3	2	1	3
高齢者総合相談セ ンターはないずみ	花泉		1	1	1	0
高齢者総合相談セ ンターしぶたみ	大東・東山		1	2	3	1
一関東部地域包括 支援センター	千厩・室根・川崎		3	2	1	2
高齢者総合相談セ ンターふじさわ	藤沢		1	1	1	0

資料出典：一関地区広域行政組合作成

■各種相談状況

（単位：件）

区分	年度	29年度	30年度	元年度
総合相談件数		3,921	4,133	4,694
権利擁護相談件数		54	138	195
高齢者虐待相談		200	317	267
消費者被害相談件数		5	2	4

資料出典：一関地区広域行政組合作成

② 地域ケア会議の実施

地域ケア会議については、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）にて隨時開催しています。個別の課題解決から見えてくる地域課題を共有し、解決への方策を関係機関、住民等と検討しています。

■地域ケア会議開催状況

(単位：回)

年度区分	29年度	30年度	元年度
個別レベル	59	48	59
日常生活圏域レベル	45	45	39
市町村レベル（基幹型地域包括支援センター開催）	2	1	1
自立支援に資するケアマネジメント検証	—	1	3
市町村を超えるレベル	2	2	2

資料出典：一関地区広域行政組合作成

③ 関係機関との連携会議等の開催状況

多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供や顔の見える関係づくりの構築を目的に各種会議や研修会等を開催しました。

医介連では、医療、介護関係者が必要な知識、技術の習得、多職種間の連携を目的に研修会や視察研修、はじめてのケアカフェ（情報交換会）を開催しました。

■各種会議等開催状況

(単位：回)

年度区分	29年度	30年度	元年度
医介連連絡会・幹事会	4	4	3
研修会・視察研修（医介連主催）	6	7	5
はじめてのケアカフェ（医介連主催）	3	6	2
地域連携ネットワーク構築にかかる検討会	—	2	3

資料出典：長寿社会課作成

3 災害時の支援体制の整備

① 基礎名簿掲載同意者に対する個別支援計画の作成

災害時に避難支援が円滑に行われるよう自主防災組織等と連携して要配慮者避難支援訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の支え合い活動を支援しました。

■作成割合

(単位：%)

区分	年度 区分	29 年度	30 年度	元 年 度
基礎名簿掲載同意者に対する個別支援計画作成割合		45.6	45.1	44.4

資料出典：長寿社会課作成

4 居住等関係施策の推進

① 有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅

身体機能の低下などから独立して生活することに不安がある方や、家族の援助を受けることが難しい高齢者などが入所して日常生活上のサービスを受ける施設です。提供されるサービスは、施設の種類により異なります。

介護保険の対象外施設として、現在市内には、下記表のとおり設置されています。入所にあたっては、入所希望者と施設との利用契約の締結が必要となります。

なお、介護保険法により「特定施設」、「地域密着型特定施設」に指定された施設は、介護保険サービスが提供されています。

■設置状況（令和2年11月1日現在）

(単位：床数)

種類	地域	一 関	花 泉	大 東	千 厩	東 山	室 根	川 崎	藤 沢	合 計
有料老人ホーム	323	3	0	0	0	0	0	0	0	326
軽費老人ホーム（特定施設を除く）	50	0	0	0	0	0	0	0	0	50
サービス付き高齢者向け住宅	174	81	0	28	0	0	0	30	313	

資料出典：長寿社会課作成

② 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、日常生活は自力で営めるものの、見守り程度の支援が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方などが、在宅生活に不安がある場合において、一定期間の住居を提供する施設です。

施設職員による各種相談や助言などを通じ、在宅生活を営む上での不安感の解消を図り、在宅生活へ円滑に移行できるよう支援します。

■利用状況（各年度末現在）

(単位：人)

施 設 名	定員	利用者数		
		29 年度	30 年度	元 年 度
高齢者生活福祉センター「みどりの里」	10	9	6	6
一関市生活支援ハウス「むろね苑」	8	7	7	6
合 計	18	16	13	12

資料出典：長寿社会課作成

(4) サービスの充実

- ここでは、高齢者等への生活支援サービスの実施状況等について掲載します。

1 ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし高齢者等への支援として、生活管理指導員派遣事業、生きがいデイサービス事業、生活支援ショートステイ事業を実施してきましたが、介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことから、現在利用実績はゼロとなっています。

① 生活管理指導員派遣事業

介護保険における要介護認定で非該当とされた在宅で暮らすひとり暮らし高齢者や虚弱など、援助を必要とする高齢者などに対し、要介護状態への進行の予防や自立生活を助長するため、指導員を派遣し、買い物、掃除、調理などの日常生活の支援を行っています。

■利用状況

(単位:人、回)

区分・年度 地域	利用者数			延利用回数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
全 域	7	0	0	69	0	0

資料出典：長寿社会課作成

② 生きがいデイサービス事業

介護保険における要介護認定で非該当とされた在宅で暮らすひとり暮らし高齢者や虚弱など、援助を必要とする高齢者などに対し、通所による日常生活の支援、指導を行うことで、要介護状態への進行や閉じこもりの防止を図っています。

■利用状況

(単位:人、回)

区分・年度 地域	利用者数			延利用回数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
全 域	9	0	0	85	0	0

資料出典：長寿社会課作成

③ 生活支援ショートステイ事業

介護保険における要介護認定で非該当とされた在宅で暮らすひとり暮らし高齢者や虚弱など、援助を必要とする高齢者に対し、要介護状態への進行の予防や自立生活を助長するため、短期間の宿泊（原則として月7日以内）により、日常生活の支援を行っています。

■利用状況

(単位:人、日)

区分・年度 地域	利用者数			延利用回数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
全 域	0	0	0	0	0	0

資料出典：長寿社会課作成

④ 高齢者福祉乗車券交付事業

在宅で生活する70歳以上の高齢者の社会参加と交流活動の促進を図ることを目的に、年額12,000円を上限として、バスやタクシー料金の一部を助成しています。

また、東日本大震災により被災し、市内に避難している高齢者も対象としています。

■実施状況

(単位：人、円)

項目・年度		地域	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	計	
交付者数	29年度	1,533 (12)	393	488	424 (8)	268 (1)	186 (2)	158	334	3,784 (23)		
	30年度	1,593 (13)	387	490	370 (8)	273	171 (2)	145	326	3,755 (23)		
	元年度	1,583 (10)	371	472	368 (8)	289	161 (2)	143	297	3,684 (20)		
利用額	29年度	35,481,590 (268,000)										
	30年度	34,655,970 (273,000)										
	元年度	33,319,870 (240,000)										

資料: 長寿社会課作成

※()は、実績のうち、被災高齢者福祉乗車券分の数値です。

⑤ 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の方を対象に、食事を届けることにより、高齢者等の健康の保持増進のほか、安否確認と孤独感の解消を図っています。

■実施状況

(単位：人、食)

区分・年度 地域	利用者数（登録者数）			配食数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
一 関	(120)	(98)	(90)	(15,901)	(15,147)	(13,908)
花 泉	74	45	32	7,677	5,567	4,359
大 東	45	36	36	4,666	3,592	2,922
千 廉	16	19	23	2,770	2,302	3,758
東 山	7	7	8	755	634	708
室 根	2	0	1	145	0	36
川 崎	7	7	8	566	478	440
藤 沢	23	24	19	1,597	1,801	1,833
合 計	174 (294)	138 (236)	127 (217)	18,176 (34,077)	14,374 (29,521)	14,056 (27,964)

資料出典：長寿社会課作成

※ 一関地域では、一関市社会福祉協議会事業として実施のため()記載とし、合計の()内は一関市社会福祉協議会を含んだ合計値です。

⑥ 緊急通報システム端末機貸与事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方などを対象に、災害・事故・急病などの非常時に消防署へ容易に通報できる端末機の貸与を行っています。

■設置状況

(単位：台)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
29年度	347	126	91	43	43	33	51	58	792
30年度	332	112	83	50	39	36	39	47	738
元年度	324	107	87	55	34	36	39	48	730

資料出典：長寿社会課作成

2 在宅介護者への支援

① 介護用品の支給事業

在宅で暮らす要介護4、5の高齢者等を常時介護している市民税非課税世帯に属する家族に対して、経済的負担の軽減と、要介護者の在宅生活の継続、質の向上を図るため、月額8,000円を上限に介護用品（紙おむつなど）を支給しています。

■支給状況（受給者数）

(単位：人)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
29年度	85	29	17	22	9	4	7	18	191
30年度	72	23	23	22	7	7	11	18	183
元年度	76	22	33	20	6	7	10	17	191

資料出典：長寿社会課作成

② 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業

在宅で暮らす要介護4、5の高齢者等を常時介護している家族に対して、介護者の負担軽減を図るため、月額5,000円の介護手当を支給しています。

■支給状況（受給者数）

(単位：人)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
29年度	380	124	101	109	42	53	39	95	943
30年度	365	115	118	97	46	69	42	98	950
元年度	372	108	112	86	46	35	45	89	893

資料出典：長寿社会課作成

③ 外出支援サービス事業

歩行が困難で車いすなどを使用し、通院、入退院などの外出時に付き添いが必要な方に対して、車いす専用リフト付車両などを使った移送サービスを実施しています。

■利用状況

(単位:人、回)

区分・年度 地域	登録者数			利用回数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
一 関	11	6	0	0	0	0
花 泉	7	7	0	0	0	0
大 東	13	9	10	5	4	6
千 厥	39	39	9	11	10	10
東 山	36	29	21	66	44	45
室 根	26	27	20	85	64	59
川 崎	4	2	1	0	0	0
藤 沢	28	21	25	42	45	24
合 計	164	140	86	209	167	144

資料出典：長寿社会課作成

※ 一関・花泉・川崎地域は、平成28年度からサービス提供を行っていません。

④ 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業

身体に障がいのある方や要介護認定を受けた高齢者が、在宅生活を送る上で必要な住宅の改良（段差の解消や浴室・トイレなどの改修）をする場合に、その費用の一部（上限：40万円）を補助しています。

■利用状況（補助件数）

(単位:件)

年度 地域	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
	29年度	8	0	2	3	0	0	2	0
30年度	10	1	3	2	3	0	1	1	21
元 年 度	7	0	3	2	0	2	1	4	19

資料出典：長寿社会課作成

3 低所得者への支援

① 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

低所得者が介護サービス等を利用する場合に、社会福祉法人等はその社会的な役割に鑑み、利用者のサービス利用負担額を軽減することができます。

市では、その軽減額の一部を、社会福祉法人等に対し補助しています。

■利用状況（補助件数）

（単位：人、件）

年度区分	29年度	30年度	元年度
軽減者数	138	112	81
補助法人数	8	8	8

資料出典：長寿社会課作成

② 養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体・精神・環境及び経済的な理由などにより、居宅において生活することが困難な概ね65歳以上の高齢者について、市が入所を措置する施設です。介護保険施設には該当しない施設ですが、介護が必要な状態になった場合には、施設に入所したままで在宅同様に介護保険のサービスを利用することができます。

■入所（措置）状況（各年度末現在）

（単位：人）

施設名 年度 地域	東山荘			こはぎ荘			市外			合計		
	29 年度	30 年度	元 年度									
一関	17	17	16	10	9	11	4	3	2	31	29	29
花泉	5	5	6	5	3	2	1	0	0	11	8	8
大東	14	14	13	23	24	20	1	1	1	38	39	34
千厩	5	6	6	6	7	8	3	3	3	14	16	17
東山	12	10	8	3	2	1	1	1	1	16	13	10
室根	1	1	1	2	2	3	0	0	0	3	3	4
川崎	2	2	2	1	1	2	0	0	0	3	3	4
藤沢	5	4	3	2	3	2	0	0	0	7	7	5
合計	61	59	55	52	51	49	10	8	7	123	118	111
(参考) 他市 町村からの 措置者数	11	11	9	5	5	2	/	/	/	16	16	11

資料出典：長寿社会課作成

※ 市外の施設名：寿水荘（奥州市）・北星荘（北上市）・祥風苑（大船渡市）

4 介護サービスの充実

① 介護保険施設等の整備の状況

介護をする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスの施設整備を行おうとする社会福祉法人等の事業者に対して補助金の交付を行い、施設整備を進めています。

■整備状況

種類	区分	単位	第7期計画	第7期計画末
介護老人福祉施設（特養・小規模特養）	床	1,173	1,173	1,173
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	床	405	387	387
小規模多機能型居宅介護	人	182	157	157
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所	2	2	2
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	人	58	54	54

資料出典：長寿社会課作成

② 保険給付費の状況

介護ニーズの多様化及び介護サービスの利用頻度の増加により、介護給付費等も増加しています。新たな事業所等が整備される一方で、複数のサービスを組み合わせた居宅サービス利用者などの増加も、給付費増の一因と考えられます。今後も介護事業所に対する指導やケアマネジメント研修等の開催により、給付の適正化に努めます。

■保険給付費の状況

(単位：千円、%)

区分	年度	第7期				
		29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）	合計
計画額	14,305,659	14,364,801	14,895,228	15,287,706	44,547,735	
給付実績	13,744,441	13,938,734	14,454,542	14,989,055	43,528,276	
計画に対する割合	96.1	97.0	97.0	98.0	97.7	

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

③ サービス利用者の状況

介護サービス等を利用する割合は、介護度が高い被保険者ほど高くなっています。

■要支援・要介護認定者・サービス利用者数

(単位：人、%)

区分	認定者数	サービス利用者数	割合
要支援1	1,237	272	22.0
要支援2	1,150	454	39.5
要介護1	2,012	1,568	77.9
要介護2	1,771	1,504	84.9
要介護3	1,345	1,216	90.4
要介護4	1,394	1,270	91.1
要介護5	1,134	996	87.8
合計	10,043	7,280	72.5

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

(注) 認定者数は令和2年3月31日現在、サービス利用者数は令和2年3月に利用した人数

④ 介護サービス（要介護）の利用状況

要介護認定を受けた方のうち、令和元年度のサービス利用者は、居宅サービス利用者が延べ 151,727 人、地域密着型サービス利用者が延べ 13,633 人、施設サービス利用者が延べ 19,175 人となっており、全体として前年度対比 103.4%となっています。

■利用状況

(単位：人、%)

サービス種類		29 年度	30 年度	元 年 度	R 元/H30
居 宅	訪問介護	15,784	16,528	15,519	93.9
	訪問入浴介護	2,039	1,959	1,814	92.6
	訪問看護	4,670	4,692	4,539	92.9
	訪問リハビリテーション	858	1,042	1,279	122.7
	居宅療養管理指導	1,921	2,537	2,186	86.2
	通所介護	31,452	31,927	29,810	93.4
	通所リハビリテーション	6,229	6,426	6,413	99.8
	短期入所生活介護（特養）	8,199	8,251	8,028	97.3
	短期入所生活介護（老健）	1,107	937	929	99.1
	短期入所生活介護（療養型）	69	132	53	40.2
	福祉用具貸与	28,123	29,373	29,720	101.2
	特定福祉用具購入	676	562	543	96.6
	住 宅 改 修	221	183	195	106.6
	居宅サービス計画費	48,630	36,957	49,218	133.2
地 域 密 着 型	特定施設入居者生活介護	1,594	1,544	1,481	95.9
	小 計	151,572	143,050	151,727	106.1
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	5,058	7,216	4,453	61.7
	認知症対応型通所介護	509	116	65	56.0
	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	0	48	59	122.9
	小規模多機能型居宅介護	858	831	874	105.2
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0	142	213	150.0
	認知症対応型共同生活介護	4,563	4,485	4,287	95.6
	地域密着型特定施設入居者生活介護	694	623	582	93.4
施 設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,521	2,840	3,100	109.2
	小 計	14,203	16,301	13,633	83.6
	介護老人福祉施設	10,632	10,393	10,411	100.2
	介護老人保健施設	8,672	8,661	8,690	100.3
	介護療養型医療施設	158	140	74	52.9
	小 計	19,462	19,194	19,175	99.9
	合 計	185,237	178,545	184,535	103.4

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

⑤ 介護予防サービス（要支援）の利用状況

要支援認定を受けた方のうち、サービス利用者は、令和元年度では、居宅サービス利用者が延べ 18,453 人、地域密着型サービス利用者が延べ 116 人、全体として前年度対比 98.4%となっています。

■利用状況

(単位：人、%)

サービス種類		29 年度	30 年度	元 年 度	R 元/H30
居 宅	介護予防訪問介護	3,278	24	0	皆減
	介護予防訪問入浴介護	25	20	22	110.0
	介護予防訪問看護	561	580	520	89.7
	介護予防訪問リハビリテーション	164	268	254	94.8
	介護予防居宅療養管理指導	154	156	90	57.7
	介護予防通所介護	6,841	32	0	皆減
	介護予防通所リハビリテーション	1,753	1,919	1,911	99.6
	介護予防短期入所生活介護（特養）	310	356	403	113.2
	介護予防短期入所療養施設（老健）	29	38	17	44.7
	介護予防短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	皆減
	介護予防福祉用具貸与	5,976	6,498	6,507	100.1
	特定介護予防福祉用具購入	194	167	142	85.0
	介護予防住宅改修	99	87	91	104.6
	介護予防支援（居宅サービス計画費）	14,679	7,809	8,443	108.1
地 域 密 着 型	介護予防特定施設入居者生活介護	49	82	53	64.6
	小 計	34,112	18,768	18,453	102.3
	介護予防認知症対応型通所介護	4	0	0	皆減
	介護予防小規模多機能型居宅介護	134	89	93	104.5
	介護予防認知症対応型共同生活介護	38	21	23	109.5
	小 計	176	110	116	105.5
合 計		34,288	18,878	18,569	98.4

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

（注） 介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業に段階的に移行しており、令和元年度末時点では利用者はおりません。

⑥ 介護サービス事業所の状況（令和2年11月1日現在）

(単位:事業所)

事業所種類\地域	一 関	花 泉	大 東	千 厩	東 山	室 根	川 崎	藤 沢	合 計
地域包括支援センター(高齢者総合相談センター)	2	1	1	1	0	0	0	1	6
居宅介護支援事業所	19	5	6	5	3	3	1	3	45
介護予防支援事業所	2	1	1	1	0	0	0	1	6
訪問介護（ホームヘルプサービス）	22	2	3	3	2	2	0	2	36
訪問入浴介護	5	0	1	1	1	0	0	1	9
訪問看護	8	1	0	3	2	0	0	1	15
訪問リハビリテーション	2	0	0	1	1	0	0	0	4
通所介護（デイサービス）	19	4	6	3	2	1	1	2	38
通所リハビリテーション(デイケア)	4	1	1	1	1	0	0	1	9
短期入所生活介護(ショートステイ)	9	5	4	1	1	1	1	1	23
短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)	4	1	1	1	1	0	0	1	9
特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	1	0	0	0	4
地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	4	2	2	1	0	2	0	1	12
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0	0	0	0	1
小規模多機能型居宅介護	4	0	0	2	0	0	0	0	6
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	10	3	3	2	1	2	1	2	24
地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模アパラウス)	1	0	0	1	0	0	0	0	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0	0	0	0	0	1
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2	0	0	0	0	0	0	0	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)	3	2	2	1	0	0	0	0	8
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	6	3	1	1	1	1	1	1	15
介護老人保健施設(老人保健施設)	2	1	1	1	1	0	0	1	7
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	6	1	1	2	0	0	0	0	10
特定福祉用具販売	6	1	1	2	0	0	0	0	10

資料出典：介護サービス事業所等一覧（一関地区広域行政組合作成）

⑦ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の状況

特別養護老人ホームの入所待機者のうち、最も施設入所の必要性が高い「在宅待機者で早期に入所が必要な方」は、第7期介護保険事業計画期間中に特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどが新たに整備されたことから、減少傾向となっています。

在宅生活における高齢者の不安解消や介護者支援等、在宅介護サービスの充実を図りながら、地域の実情を踏まえて適正な施設整備を検討します。

■待機者状況

(単位：人)

年度区分 地域	30年度			元年度			2年度		
	待機者	うち在宅の待機者	うち早期に入所が必要な者	待機者	うち在宅の待機者	うち早期に入所が必要な者	待機者	うち在宅の待機者	うち早期に入所が必要な者
一 関	159	44	33	179	55	44	135	36	30
花 泉	14	3	1	19	8	8	15	1	1
大 東	80	18	14	78	24	17	66	16	15
千 厥	57	22	19	57	19	14	39	18	17
東 山	43	7	4	51	9	9	45	8	8
室 根	25	12	9	30	10	10	20	11	10
川 崎	22	10	8	23	8	7	23	8	7
藤 沢	61	24	15	70	16	13	61	13	12
合 計	461	140	103	507	149	122	404	111	100

資料出典：一関地区広域行政組合作成 各年度4月1日現在

5 医療・介護人材の確保

全国的に少子高齢化の進行と要援護高齢者の増加に伴う、介護職員の不足が深刻化しています。

将来にわたって介護人材が質・量ともに確保され、介護サービスが安定的に提供されるよう、介護人材の確保、育成、定着などの各種支援に積極的に取り組んでいます。

① 医療・介護職員の確保に向けた取り組み

ア 医療介護従事者修学資金貸付事業

看護師や介護福祉士、社会福祉士などの対象資格を取得するために学校や養成施設に入学・在籍し、将来、市内の医療介護施設等に医療・介護従事者として勤務する意思がある方へ修学資金の貸付を行っています。

■医療介護従事者修学資金貸付者数（平成28年度から実施）(単位：人)

年度区分	29年度	30年度	元年度
貸付者数（医療関係）	10	13	15
貸付者数（介護関係）	1	3	3
（参考）事業実施時からの貸付者数の累計	19	35	53

資料出典：健康づくり課・長寿社会課作成

イ 介護職員就職奨励金事業

介護福祉士等の資格を有する方で、市内の介護事業所等に初めて就職して1年以上勤務し、今後も継続して就業する意思のある方に対して、就職奨励金（最大40万円）を交付し、介護職場への人材定着を図りました。

■交付人数（令和元年度から実施）(単位：人)

年度区分	29年度	30年度	元年度
交付者数	—	—	54

資料出典：長寿社会課作成

※ 交付金額 基本額30万円 + 加算額（新卒加算 +5万円、転入加算 +5万円）

② 介護職員の育成・定着に向けた支援

ア 介護職員研修奨励金事業

介護職員初任者研修又は実務者研修の修了者であって、市内の介護サービス事業所等に介護職員として勤務している方へ研修受講料に応じた奨励金を交付しています。

■交付人数（平成27年度から実施）(単位：人)

年度区分	29年度	30年度	元年度
介護職員初任者研修（奨励金：5万円上限）	17	13	10
実務者研修（奨励金：10万円上限）	32	35	21
（参考）事業実施時からの奨励金交付者数の累計	122	170	201

資料出典：長寿社会課作成

イ 介護人材確保奨学金補助金

返還義務のある奨学金の貸与を受けて学校等で修学し、介護福祉士・社会福祉士等の資格を取得した方が、市内の介護サービス事業所に就職し、定着した場合に、奨学金の返還額の一部を補助しています。

■補助件数（平成28年度から実施）

(単位：件)

区分	年度	29年度	30年度	元年度
交付件数		11	9	8
(参考) 事業実施時からの補助金交付者数の累計		20	29	37

資料出典：長寿社会課作成

※ 補助金額 当該年度の奨学金返還額（1年当たりの上限額 14万4,000円）

ウ 介護従事者向け研修開催事業

介護職の定着と質の高いサービス提供ができる人材の育成を目的に、市内の介護サービス事業所等に勤務する介護職員を対象とした研修会を開催しています。

モチベーションアップ講演会は、平成28年度より栗原市、登米市、一関市、平泉町の4市町連携事業として実施しています。

■受講者数

(単位：人)

区分	年度	29年度	30年度	元年度
階層別研修		45	32	中止
モチベーションアップ講演会		179	140	148
技術研修		—	—	15
(参考) 事業実施時からの参受講者数の累計		413	585	748

資料出典：長寿社会課作成

※ 階層別研修、モチベーションアップ研修は平成27年度から実施。技術研修は、令和元年度から実施。元年度に予定していた階層別研修は、新型コロナウィルス感染症防止のため中止。

エ 介護保険施設等人材育成支援事業

介護や福祉の資格を有しない方を雇用し、働きながら介護職員初任者研修を受講することで、介護人材として必要な知識及び技術の習得ができるよう、介護保険施設等の運営法人に委託し、介護職を希望する人材の育成と地元への定着を図っています。

■育成人数（平成27年度から実施）

(単位：人)

区分	年度	29年度	30年度	元年度
育成人数		4	3	4
(参考) 事業実施時からの対象者数の累計		17	20	24

資料出典：長寿社会課作成

③ 医療・介護職を目指すきっかけづくり

ア ケアチャレンジ

老健ふじさわ等を会場に小学生から高校生を対象として、介護・医療現場を見て、触れて、感じて自分たちの住む地域について学び、自分と地域の未来について考えていただくことを目的にふじさわ地域包括ケア研究会（F-net）で開催しているケ

アチャレンジを共催しています。

■参加人数（平成 28 年度から共催）

(単位：人)

区分	年度	29 年度	30 年度	元 年 度
参加者数		15	18	15
(参考) 事業共催時からの参加者数の累計		30	48	63

資料出典：長寿社会課作成

イ 担い手育成事業

シニア世代や子育て、在宅介護を終えた主婦（夫）、潜在有資格者など、介護に関心のある方を対象に、介護や認知症などに関する基礎知識、介護手法や介護保険制度などに関する講義や演習を行う「実践介護講座」、ベッドや車椅子への移乗などの介護体験、福祉用具の操作体験などを行う「介護体験セミナー」を開催しています。

■参加者数（平成 26 年度から実施）

(単位：人)

区分	年度	29 年度	30 年度	元 年 度
実践介護講座		19	30	24
介護体験セミナー		31	38	22
(参考) 事業実施時からの参加者数の累計		214	282	328

資料出典：長寿社会課作成

ウ 医療・介護職の魅力発信パンフレット「VOICES」による周知

平成 28 年度に市内の医療・介護事業所に勤務する若手職員で構成するワークショップにおいて、デザインや内容等を検討し、職の魅力を発信するパンフレットを作成、発行しました。

作成したパンフレットは、市内の医療・介護事業所に配布したほか、就職説明会や福祉職進路選択セミナーなどの各種イベントで配布しています。



(5) 認知症の人への支援策の推進に向けて

1 認知症に対する正しい理解と普及

① 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る地域の応援者として、日常生活の中で支援を行う「認知症サポーター」を養成しています。

認知症サポーター養成講座は、地域住民、企業、小中学校等からの申し出に応じて、多様な場所、場面で開催しています。

また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトについても養成を行っています。

■認知症サポーター養成者数

(単位：回、人)

区分 年度 地域	講座開催回数			養成者数		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
一 関	20	17	17	563	612	577
花 泉	2	3	1	66	62	34
大 東	3	3	2	79	74	34
千 厥	5	11	5	154	206	72
東 山	1	4	3	52	188	88
室 根	1	1	0	42	20	0
川 崎	0	2	2	0	62	34
藤 沢	3	3	0	106	76	0
合 計	35	44	30	1,062	1,300	839
(参考) 事業開始時からの累計	191	235	265	8,134	9,434	10,273

資料出典：長寿社会課作成

■キャラバン・メイト養成者数

(単位：人)

区分 年度	29年度	30年度	元年度
養成者数	4	5	5
(参考) 事業開始時からの累計	93	98	103

資料出典：長寿社会課作成

※ 認知症は、65才未満で発症する若年性認知症の方もいることから本計画では、認知症の症状のある方の総称として「認知症の人」と表記しています

2 早期対応の推進

① 認知症初期集中支援チームによる支援

認知症初期集中支援チームを一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターに設置し、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、サービス事業所等の関係機関で協議を行い、認知症の早期診断、早期対応ができるようによる取り組みを行いました。

■認知症初期集中支援チーム活動実績

(単位：件、回)

区分\年度	29年度	30年度	元年度
相談件数（新規把握数）	57	38	65
延べ訪問件数（継続含み）	60	88	101
チーム員会議開催回数	12	12	12
チーム員会議協議延べ回数	23	20	35

資料出典：一関地区広域行政組合作成

② 認知症ケアパスの普及

認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを示した認知症ケアパス「あんしんガイドブック」（平成27年度作成）を令和元年度に内容の改訂を行ない、市民や医療・介護関係者へ普及を図りました。



3 認知症の人と家族への支援

認知症の人の徘徊や行方不明の事案等が発生した場合を想定し、登録制により高齢者の情報を警察や関係機関と共有を図り、早期発見・保護に努めています。

また、認知症の人の居場所づくり、地域との交流の場として、認知症カフェへの支援を行っています。

認知症により判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の周知や利用促進を図りました。

① 徘徊高齢者SOSネットワーク事業

認知症高齢者等の早期発見及び保護のため、徘徊する恐れのある高齢者を利用者台帳に登録し、警察や地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有を図り、徘徊高齢者の早期発見、保護に努めました。

■SOS ネットワーク登録者数

(単位：人)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
29年度	35	6	0	6	2	0	4	1	54
30年度	50	7	2	12	3	0	8	2	84
元年度	66	9	4	14	3	0	8	2	106

資料出典：長寿社会課作成

■認知症の人に対する SOS ネットワーク登録者割合

(単位：人、%)

区分	年度	29 年度	30 年度	元 年 度
認知症高齢者数（高齢者実態調査）		807	766	713
SOSネットワーク登録者数		54	84	106
登録者割合		6.7	11.0	14.9

資料出典：長寿社会課作成

② 認知症カフェへの支援

認知症の人が地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族が、情報共有し、お互いを理解する場として開催されている認知症カフェに認知症地域支援推進員を派遣し、制度の紹介や相談受付などの各種の支援を行いました。

■認知症地域支援推進員配置状況

(単位：人)

区分	年度	29 年度	30 年度	元 年 度
配置数		3	3	3

資料出典：長寿社会課作成

■認知症カフェ地域別開催状況

(単位：箇所)

年度 地域	29年度	30年度	元年 度
一 関	3	3	3
花 泉	2	2	2
大 東	3	2	2
千 厥	3	3	2
東 山	0	0	0
室 根	0	0	0
川 崎	0	0	0
藤 沢	0	0	0
合 計	11	10	9

資料出典：長寿社会課作成

③ 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分なため財産管理や契約などの法律行為が困難な方に成年後見制度の利用についての相談や市長申立による支援を実施しました。

■市長申立件数（高齢者分）

(単位：件)

年度 区分	29年度	30年度	元年 度
市長申立件数	4	2	1

資料出典：長寿社会課作成

■成年後見制度利用者数（参考）（各年度 12月 31 日時点の利用者数）

(単位：人)

年度 区分	29年度	30年度	元年 度
成年後見	156	154	174
保 佐	19	18	22
補 助	2	2	2
任意後見	2	1	1
合 計	179	175	199

資料出典：盛岡家庭裁判所

第2章 現状からの課題

第1 前期計画の振り返り

前期計画（計画年次：平成30年度～令和2年度）では、基本理念として掲げる「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」の実現に向けて、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、ともに支え合い、健やかに安心して暮らすことができるまちを目指し、「健康づくりと介護予防の推進」、「生きがいづくりの推進」、「在宅生活を支える基盤整備」、「サービスの充実」、「認知症高齢者等支援策の推進」を柱に、各種施策に取り組んできました。

「健康づくりと介護予防の推進」では、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、生活習慣病予防や若年期からの健康に対する意識啓発や、休日の集団検診実施、対象者への個別通知に取り組み、特定健康診査や成人歯科健康診査等の受診率の向上につながりました。

介護予防については、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介護予防事業の取り組みを進め、「いきいき百歳体操」を核とした介護予防活動に取り組む「週イチ俱乐部」やこれを母体とする通所型サービスBを行う団体の増加につながりました。

「生きがいづくりの推進」では、高齢者等がこれまで培ってきた知識や技術を地域活動へつなげるため、シルバー人材センターや老人クラブとの連携により、雇用・就業機会の確保や教養の向上に取り組みました。

また、シニア世代の社会貢献活動のきっかけづくりを推進するため設置したシニア活動プラザにあっては、シニアフェスタの実施による情報発信の強化やセミナー等の主催事業の充実について積極的に取り組みました。

「在宅生活を支える基盤整備」では、平成29年度から実施している介護予防・日常生活支援総合事業において、地域資源を生かした多様なサービスの提供・開発に取り組むとともに、それぞれの地域における具体的な課題に対し、地域資源を活かした多様な支え合い活動を推進するため、生活支援コーディネーターを2人から6人に増員し、地域における話し合いの場に参加し、地域の支え合いの仕組みづくりを進めました。

また、地域包括支援センターの機能強化、充実を図り、医療、保健、福祉、介護サービス関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりの構築に取り組みました。

「サービスの充実」では、在宅生活を支えるための仕組みとして、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方、在宅介護への支援が必要な方などが安心して生活できるよう緊急通報システム端末機等の貸与や高齢者福祉乗車券の交付、配食サービス事業、在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業など既存事業の周知を図り、制度の利用促進を図りました。

全国的に課題とされている介護人材の確保については、今後、見込まれる要介護高齢者の増加に対し、質の高いサービスを安定的かつ持続的に供給するため、奨励金の交付や資格取得の支援、研修会の開催などに積極的に取り組んできました。令和元年度からは市内の介護サービス事業所等に初めて就職し、1年以上勤務し、今後も継続して就労する意思のある方に対して奨励金を交付する介護職員就職奨励金事業などの新規の取り組みも行っています。

「認知症高齢者等支援対策の推進」では、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対しての正しい理解と知識の普及・啓発を図るとともに、一関地区広域行政組合と連携し認知症地域支援推進員を配置して、認知症の方やその家族への相談や支援、普及啓発の取り組みを行いました。

また、成年後見制度の利用促進にも取り組み、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう支援を行いました。

このように、各種事業に取り組み、一定の成果や効果があったものの、今後も人口減少、少子高齢化の進行が見込まれることから、前期計画の継続性と新たな課題、ニーズへの対応が必要であると考えており、住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと自分らしい生活を送ることができる地域の実現に向けて、第2に掲げる5つの重点課題に取り組んでいきます。

第2 今後の重点課題

【課題1】健康づくりと介護予防の取り組み

要介護状態にならないようにするために、若いうちからの健康づくり、介護予防の取り組みを行うことが重要です。

介護予防・日常生活支援総合事業において、基準緩和型デイサービスである通所型サービスAや短期集中通所型サービスなどの介護予防事業に取り組んでいますが、事業実施に地域差がある状況です。

また、住民主体による介護予防として、週イチ俱乐部や通所型サービスB、一般介護予防通所型サービスなどの活動を推進していますが、その周知はまだ不十分であり、取組状況にも偏りがあることが課題です。

高齢者は複数の疾患に加え、身体的な機能や認知機能等の低下がみられるフレイルの状態になりやすい傾向があることから、こうした高齢者の特性を踏まえ、フレイルに着目した疾病予防・重症化予防に関連した保健事業と介護予防を一体的に検討し、取り組んでいく必要があります。

【課題2】高齢者の生きがいづくりと社会参加

いくつになってもその人らしくいきいきとした生活を送るために、地域社会の中で役割を持って生活すること、生きがいを持つことがとても重要です。

また、少子高齢化が進行する中で、地域の活力を維持していくためには、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かして、積極的に社会参加活動、社会貢献活動を行えるような環境づくりが必要です。

今後は、高齢者を「支えられる存在」から「互いに支えあう存在」として捉え、高齢者を支援し、高齢者が生きがいを持ち、地域で孤立することなく住み慣れた地域で生活を続けられる仕組みづくりが必要です。

【課題3】地域の見守りや支え合いの基盤づくり

一関地区広域行政組合の「在宅介護実態調査」によると、在宅生活の継続に必要を感じる支援として、「移送サービス」や「外出同行」、「見守り・声かけ」が挙げられています。しかし、核家族化の進行や近所付き合いの希薄化により、日常の様々な場面で人と人、地域、社会とのつながりが弱まっていることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」として、地域全体が連帯し、住民がつながり支え合う取り組みを育んでいくことが必要です。

長年住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることが出来るようになるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の推進が必要です。

また、地域包括ケアシステムを推進するとともに、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会）の実現に向けた地域づくりの推進も必要となります。

高齢者だけではなく、属性や世代を問わない相談体制や地域づくりの実現、重層的な支援体制の構築が求められています。

【課題4】在宅生活を支えるためのサービスの充実

在宅生活を支えるための仕組みとして、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方、在宅介護への支援が必要な方などが安心して生活できるよう既存事業の周知を図るとともに、より使い勝手のいい制度に見直していく必要があります。

また、介護人材の確保については、安定的かつ持続的に人材を確保する必要があり、現行の支援制度の見直しを行いながら進めていく必要があります。

【課題5】認知症施策の推進

団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年（2025年）には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。

一関地区広域行政組合の「日常生活圏域ニーズ調査」によると、認知症の人が住み慣れた地域で生活するためには地域の人の協力が必要であると回答した人が半数以上おり、地域に対し「見守り・声かけ」や「認知症への正しい理解」が求められています。

また、認知症の人を支える制度である成年後見制度の認知度については、「知らない」が37.8%、「制度名は聞いたことがある」が29.5%と、制度の認知度が低い状況です。

認知症の人とその家族が安心して暮らすためには、地域住民が認知症を正しく理解し、地域で支え合うことが重要です。また、個人の尊厳や権利を守るため、権利擁護や成年後見制度について広く周知を図り、一人ひとりが自分らしい生活を送られるような体制づくりが必要です。

第3章 重点施策とその取り組み

第1 健康づくりと介護予防の推進に向けて

(1) 健康づくりの推進

現状と課題

本市は全国と比較し、脳卒中（脳血管疾患）や腎不全による死亡率が高く、要介護（支援）者においては、心疾患、筋・骨格疾患、脳血管疾患、糖尿病の割合が高いことから、生活習慣病やコモティブシンドローム（運動機能の低下）の発症予防や重症化予防に向けた取り組みが重要です。

高齢者は複数の疾患に加え、要介護状態に至る前段階であっても運動機能や低栄養による体力の低下、認知機能の低下や社会的なつながりが途切れ孤立しやすい状態を示す、いわゆるフレイルの状態になりやすい傾向にあります。

また、噛めない、飲み込めない、むせるなど口の機能低下や食べる機能の障害、さらには心身の機能低下までつながるオーラルフレイルの状態も心配されます。

あるべき姿（施策の方向性）

健康づくりの推進のためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識をもち、家庭や地域等に広げることが大切であり、自ら健康を意識し実践していくことができるよう、成人検診や健康相談、健康教育等を通じて自ら健康管理ができるように支援します。

また、地域等における健康づくり活動は、人と人がつながり支え合うことで、地域づくりにも重要な役割を果たすため、保健推進委員、食生活改善推進員等とともに、地域での健康づくり活動を推進します。

さらに、保健師や管理栄養士などの専門職が、健診や医療・介護データを分析し、その結果から地域の健康課題を把握した上で、フレイルに着目したリスクの高い高齢者に対し、通いの場などへの関与や保健指導を実施しながら、必要な医療・介護サービスに結びつける保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進してまいります。

主な取り組み内容

① 各種がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上を対象に実施し、各種がん検診の受診率向上と要精密検査対象者の精密検査受診率向上に努めます。

② 成人歯科健診

40歳、50歳、60歳、70歳を対象に、う歯及び歯周病疾患等の早期発見、早期治療につなげることを目的に成人歯科健診を実施します。

③ 特定健診、後期高齢者の健診の実施

40歳から74歳を対象に特定健診を、75歳以上を対象に後期高齢者健診を実施し、要医療者に対する受診勧奨を行います。

④ 特定保健指導

メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の発症と重症化を予防するために特定保健指導を実施します。

⑤ 健康相談

保健師・管理栄養士・看護師等が心身の健康に関する個別の相談に応じながら、自ら健康管理ができるように必要な指導、助言を行います。

⑥ 健康教育

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・健康運動指導士・保健師・栄養士等が生活習慣病の発症や重症化予防を目的に、心身の健康づくりに関する講話や実技指導を実施します。特に、高齢者のフレイルの予防に重点を置き、健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。

主な指標

① 循環器系健診

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
特定健康診査受診率	44.2 %	60.0 %
後期高齢者の健康診査受診率	32.8 %	50.0 %

② 特定保健指導

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
実施率	15.1 %	60.0 %

③ 特定健診結果の要医療者（糖尿病性腎症の重症化予防事業）における医療機関受診率

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
受診率	70.7%	85.0 %

※ なお、本項目は高齢者の健康づくりの推進について記載しており、「健康いちのせき 21 計画」「一関市食育推進計画」「一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画」「第3期特定健康診査等実施計画」に詳細を記載しております。

(2) 介護予防事業の推進

現状と課題

介護予防は元気なうちから取り組む必要があるため、普及・啓発事業を継続し、介護予防への関心を高めながら活動につなげる必要があります。

また、住民等の多様な主体が参画し、様々なサービスを充実するなど、市全域で効果的な介護予防に取り組む必要があります。

るべき姿（施策の方向性）

介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介護予防の取り組みを推進します。

また、既存のサービスに加え、住民が主体となったサービスBや人員や面積要件を緩和したサービスAなど、住民ニーズに合った利用しやすい多様なサービス提供の環境整備を進めます。

さらに、介護予防事業従事者や関係団体との情報交換や介護予防研修会を開催し、多職種協働の取り組みを推進します。

主な取り組み内容

① 訪問介護サービス・通所介護サービス（独自サービス）

介護予防・日常生活支援総合事業実施前と同様の訪問介護サービスや通所介護サービスを提供します。

② 緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

人員配置や提供時間などサービス提供要件等を緩和した基準により、通所型サービスを提供します。

③ 住民主体による通所型サービス（通所型サービスB）

住民主体による通いの場で介護予防サービスを実施する事業実施団体に対し、開設時に必要な備品購入等に係る経費や運営費を補助し、活動を支援するとともに、市内各地域で住民主体による活動が活発に行われるよう取り組みます。

④ 短期集中通所型サービス（通所型サービスC）

生活機能低下により要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムを保健・医療の専門職が短期間に集中的に提供することで、要介護状態になると予防するとともに、在宅や地域において自立した生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援します。

⑤ 一般介護予防事業

介護予防に効果的なプログラムであるいきいき百歳体操などを活用し、地区集会所

等の身近な場所での住民主体の通いの場づくりが推進されるよう、専門職の派遣や研修会を開催するとともに、地域の実情に応じて、介護予防教室や健康相談・健康教育等を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。

住民主体の介護予防活動の支援を行うためリーダーを育成し、積極的に多様な場面で活躍できるよう、研修会の開催や活動の場の情報提供などを行います。

また、地域における介護予防の取り組みを強化するために、地域ケア会議や住民運営の通いの場等においてリハビリテーション専門職の関与を促進し、多職種の連携を図ってまいります。

主な指標

① 通いの場（介護予防事業実施団体）の活動数

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
活動数	59団体	99団体

② 住民主体サービス（通所型サービスB）

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
利用者数	9,429人	14,960人
実施団体数	14団体	24団体

③ 短期集中予防サービス（通所型サービスC）

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
利用者数	600人	1,350人
実施事業者数	5事業者	9事業者

④ 週イチ俱楽部サポーター

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
養成者数	187人	267人

第2 生きがいづくりと社会参加の推進に向けて

(1) 元気な高齢者の活動支援

現状と課題

少子化による生産年齢人口の減少、社会構造の変化により、高齢者には地域の担い手として活躍することが大いに期待されています。

個人の生きがいづくり活動や生涯学習、スポーツ活動の推進は、一人ひとりのいきいきと活力ある、自立した生活につながるとともに、地域活動として、地域を元気にする効果も期待されています。

一関市中心市街地活性化施設（なのはなプラザ）内に設置されているシニア活動プラザは、シニア世代の地域活動の拠点として設置され、高齢者団体と個人との結び付けや各種助成金などの情報発信のほか、社会参加・社会貢献活動に関するセミナーや講演会などを開催し、利用者や登録団体数は年々増加していますが、個人の生きがいづくり活動が地域活動に結び付くまでにはいたっていません。

また、これまで地域の高齢者の活動として中心的に活動してきた老人クラブは、会員の高齢化や若手会員の入会の減少、役員のなり手がないなどの多くの課題から、クラブ数、会員数ともに年々減少しており、組織の活性化が課題となっています。

るべき姿（施策の方向性）

高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者が生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められています。

生涯学習やスポーツ活動は、長寿社会においてより活発な取り組みとなるよう、幅広い年齢層や多様な価値観・ニーズに対応するよう、また、個人の活動を地域活動に結び付け、広く推進していく取り組みが重要です。

また、高齢者自身が培ってきた知識と技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進するため、地域における各種活動を支援するとともに、シニア世代が地域づくりの担い手として活躍できるよう意識の醸成を図りながら、社会貢献活動を希望する個人と団体との結び付けを重点的に取り組むほか、セミナーや講演会の開催を通じて地域活動におけるリーダー等の発掘や人材育成を積極的に行い、シニア世代の社会参加・社会貢献活動の促進を図ります。

老人クラブについては、活動を会員だけでなく、地域内の未加入者や自治会等、幅広い関係者へ周知し、特に加入者が伸び悩んでいる団塊の世代と言われる年齢層の会員増強に取り組みます。

主な取り組み内容

① 学習機会の充実・スポーツ活動の推進

老人クラブ等各種団体との連携を図り、高齢者学級等の学習機会の充実に努めるとともに、それぞれの体力やニーズに応じ、いつでも、だれでも、気軽に身近な場所でスポーツに参加できるような環境の整備に努めます。

② シニア活動プラザの活用

活動内容の周知のためのシニアプラザレターの発行、ホームページ・FMあすもなどを活用した情報発信や活動団体の収集活動のほか、団体・個人からの相談や会計事務等の支援、各種セミナーや講演会、活動団体の情報交換会、活動発表会（シニア・フェスタ）の開催により高齢者の社会参加・社会貢献を推進します。

また、地域で行われる健康づくりをサポートする「シニアーズ」の育成等により、活動を希望する個人と地域との結び付けを図ります。

③ 老人クラブの支援

趣味活動や健康づくりなどの場の拡大、地域ボランティアやふれあいサロンなどの自主的な活動を支援します。

老人クラブは、地域の清掃活動や見守り活動、友愛訪問活動等に継続的に取り組んでいる団体であり、会員の増強に向けた周知等を行なうことで、老人クラブの活動を支援します。

主な指標

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
一人あたりの市民センターの生涯学習活動参加回数	2.2回	2.2回
一人あたりの市スポーツ施設利用回数	6回	6回

※ 一関市総合計画後期基本計画における主な指標を設定。

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
シニア活動プラザの利用人数	9,615人	9,915人
シニア活動プラザの登録団体	63団体	70団体

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
老人クラブ数	249クラブ	249クラブ
老人クラブ会員数	9,036人	9,000人

(2) 雇用・就業機会の確保

現状と課題

急速な少子化による生産年齢人口の減少により、働くことができる高齢者等の就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められています。

るべき姿（施策の方向性）

高齢者の就業促進は、収入を得ることだけではなく、自らの生きがいの充実や社会参加を目的とするうえで重要なことであり、高齢者が培ってきた知識や経験を活かした活力ある地域社会づくりが必要とされています。

主な取り組み内容

高齢者が働く意欲と能力がある限り、年齢に関係なく、いきいきと働く社会を構築していくために、ハローワークやシルバー人材センターなどと連携を図り、高齢者の健康や体力面に見合った多様な形態による雇用、地域の日常生活に密着した就業機会の確保及び支援に努めます。

主な指標

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
シルバー人材センター会員数	486 人	500 人

(3) 地域・世代間交流の促進

現状と課題

地域においては、「後継者不足」や「担い手が不足している」との意見がある一方、高校生などの将来を担う世代は、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の一員として地域活動に参加したいという考えを持っています。このことから、地域と若者（学校）とを結びつける仕組みづくりが必要です。

るべき姿（施策の方向性）

若年者から高齢者に至るまで、市民が互いに思いやり、支え合う地域社会の形成が必要です。

主な取り組み内容

早い時期からの地域の福祉活動に関心を持っていただけるよう学校等の関係機関へ働きかけ、福祉教育を充実させるとともに、様々な世代に参加を呼びかけ、参加しやすい環境づくりを図り世代間交流を進め、互いを思いやり支え合える地域づくりを支援いたします。

第3 地域の見守りや支え合いの基盤づくりに向けて

(1) 生活支援体制の整備

現状と課題

高齢になっても住み慣れた自宅で暮らしたいと多くの方が考える一方で、自宅で生活している高齢者のほとんどは日常生活に多くの不安を抱えています。離れて暮らす家族も、万が一のことを考え不安を感じています。

また、コロナ禍において、外出を控える高齢者もあり、地域から孤立する高齢者が発生する可能性もあることから、新しい日常を踏まえた見守り活動についても検討が必要となっています。

あるべき姿（施策の方向性）

高齢になっても住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう、地域住民、事業者、行政のそれぞれの立場、役割から複層的な見守りや日常生活への手助けを行うことが必要です。また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

新型コロナウイルス感染拡大により生じた世の中の考え方、行動の変化、いわゆる「新しい日常」に対応していくことが求められています。

主な取り組み内容

① 地域での見守り

住民や老人クラブなどによる日常的な見守りや、保健師、民生児童委員などによる訪問等により、支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢世帯の方々を早期に発見し、適切なサービス提供につなげられるよう、地域や関係機関・各種団体・事業者などと連携を図るネットワークづくりを進めます。

また、突発的な異変を迅速に察知できるよう、宅配業者等の協力による高齢者見守りネットワークの拡充に努めます。

なお、当地域に合った形でのＩＣＴ（情報通信技術）を活用した見守りの体制についても、検討を進めてまいります。

② 地域の支え合いの推進

三密を避けるなどの新しい日常の生活様式を踏まえたうえで、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯の方々などの孤立や孤独感解消のため、地域住民や町内会、自治会などとの連携により、市民センターや集会所などを福祉コミュニティーの場として活用した、地域サロンを開催するなどの交流機会（地域とのつながりづくり）の拡充を支援します。また、地域の中で「お互い様」という関係性を深め、地域住民一人ひとりの助け合い意識や相互に支え合う意識の醸成を図り、民生児童委員、保健推進委員、ボラン

ティア団体などとの連携を進め、「地域や市民がともに支え合う」活動を支援します。

③ 生活支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、公的サービスや介護保険サービスでは支援しきれない様々な生活上の困りごとが発生しています。

その困りごとは一人ひとりの生活習慣や環境等に起因し、買い物や雪かき、移動手段など多岐にわたるうえ、地域ごとに異なります。そこに住む市民が自らの地域の現状を把握し、課題を見つけ、自ら解決する取り組みを推進する必要があります。

この多様化する生活上や地域福祉に関する課題について、課題を整理しその解決方法について話し合う場を作り、多様な主体の参画により検討を行うことが重要となっており、この地域課題について話し合う場が必要と考えます。

市では、この話し合いの場が市内全域に設置されるよう、既に地域課題の整理集約を行なっている地域協働体等の団体に働きかけを行うとともに、一関地区広域行政組合と共同で生活支援コーディネーターを配置し、各地区の話し合いの場において、地域での互助の仕組みや様々な地域資源を活かした支え合いの地域づくりについての話し合いがなされるよう支援を行います。

④ 新しい技術や新しい視点を活用した「新しい日常」の推進

新しい日常に対応するため、新しい技術や新しい視点を活用した先進的な取り組みを検討してまいります。

主な指標

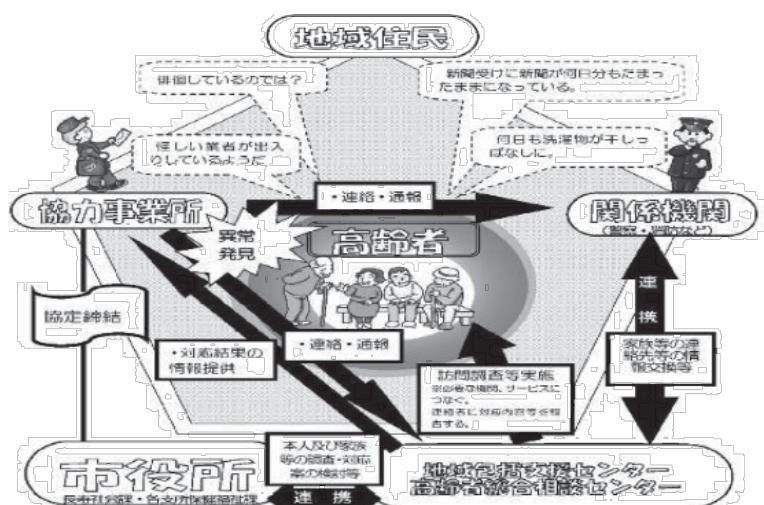
① 地域での見守り

区分	現状(令和元年度)	計画(令和5年度)
高齢者見守りネットワーク協力事業所数	51 事業所	63 事業所

② 生活支援体制の整備

区分	現状(令和元年度)	計画(令和5年度)
話し合いの場の設置数	0箇所	9箇所

【見守りネットワーク事業イメージ図】



(2) 包括的な相談体制の充実

重層的支援体制の充実

現状と課題

高齢者が安心して日常生活を続けられるようにするには、介護サービスだけでなく、地域の様々なサービスを活用した支援が必要になります。

あるべき姿（施策の方向性）】

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けられるように、地域におけるネットワークを構築し、医療、保健、福祉、介護に関するサービスを総合的に提供します。

また、高齢者だけではなく、属性や世代を問わない相談体制や地域づくりの実現が求められています。

主な取り組み内容

① 包括的な相談支援体制「断らない窓口」の実施

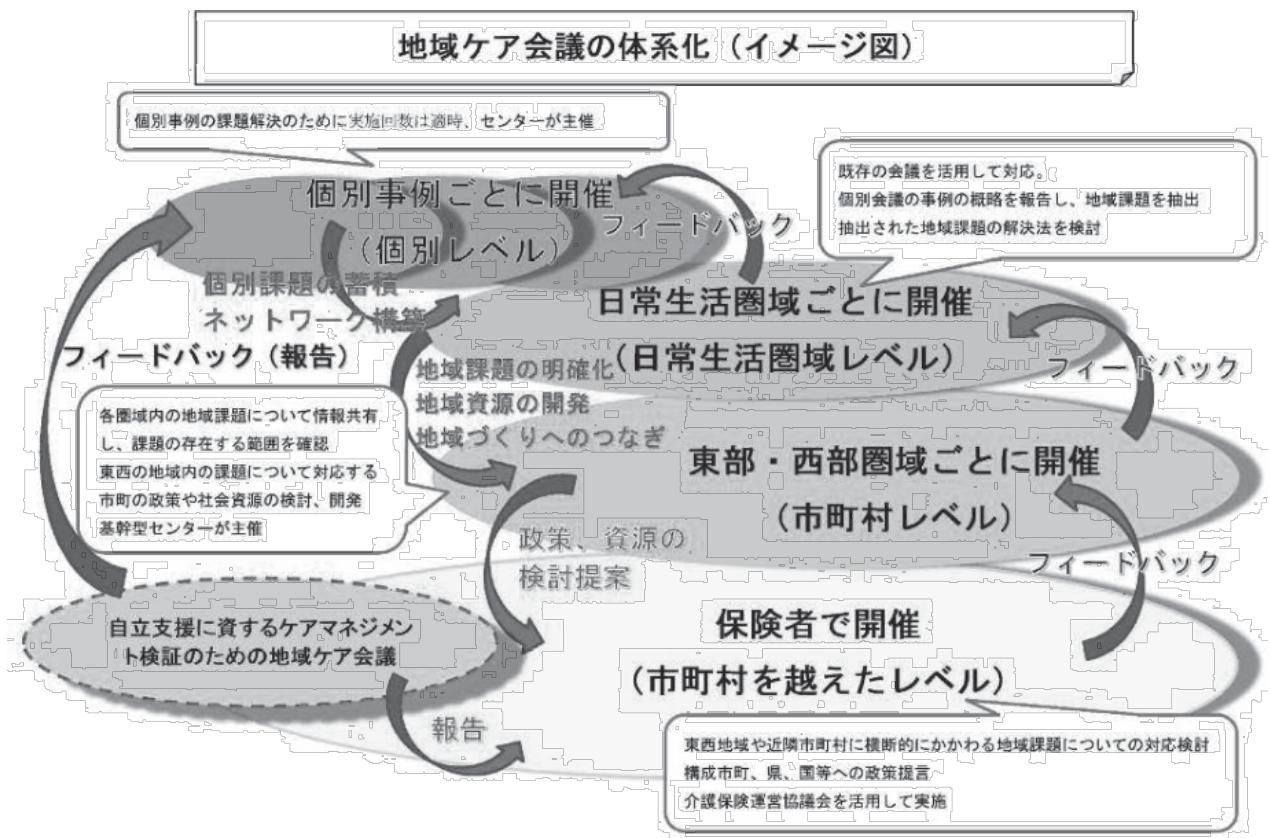
身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、一関地区広域行政組合と連携し、市窓口や地域包括支援センターの相談支援体制の充実に努め、いわゆる「断らない窓口」の実施に向けて取り組みます。

② 地域包括ケアシステムの推進

医療、保健、福祉、介護サービス関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムについては、日常生活圏域を単位として進めています。その中核を担う地域包括支援センターについては、適切な設置数や業務量に応じた人員配置等により機能強化を図ることで、地域包括ケアシステムの推進を目指します。

地域ケア会議の推進については、多職種協働による個別事例の検討会を行うことで、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進し、地域づくりや資源開発などの政策提言への取り組みを推進します。

在宅医療・介護連携の推進について、医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供と、「一関市医療と介護の連携連絡会」を中心とした顔の見える関係づくり、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。



③ 権利擁護の推進

高齢者に対する虐待防止や虐待の早期解決に取り組むとともに、消費者被害を防止するため、関係機関に注意を促すなど、見守り・相談体制の強化を図ります。

また、判断能力が不十分なため財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な人などへの支援として、成年後見制度の利用を推進します。

(3) 災害時における対応の強化

現状と課題

昨今、全国的に豪雨災害が発生しています。災害時に自ら避難することが難しい方（避難行動要支援者）の避難支援として、避難行動要支援者名簿の作成に取組んでおり、避難支援を行う関係者へ情報提供を行っていますが、災害時に支援が有効に機能するよう、普段からの近所付き合いや地域行事など平常時からの地域住民の交流を推進する必要があります。

るべき姿（施策の方向性）

災害時における避難支援が円滑に行われるために、地域住民が様々な機会を通じて交流し、顔見知りの関係づくりが促進されるよう、その重要性について意識醸成を図ります。

また、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。

主な取り組み内容

① 避難行動要支援者名簿の作成と情報提供

災害時に避難支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者名簿の作成を進めます。また、避難を支援する方に対して情報提供を行い、要支援高齢者など一人ひとりに応じた避難支援方法の検討（個別の支援計画の作成）を推進します。

② 災害時の避難支援（名簿の活用）

自主防災組織等と要支援高齢者や避難を支援する方が参加する、災害時を想定し、名簿を活用した防災訓練等の実施を促進し、防災意識の高揚と地域における支え合い体制の構築を進めるとともに、お互いの理解を深める取り組みを推進します。

主な指標

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
基礎名簿掲載同意者に対する個別支援計画の作成割合	44.4%	56.0%

（4）居住等関係施策の推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯の増加に伴い、通院や買い物の移動手段の確保等への取り組みや多様な住まいニーズへの対応が求められています。市内の養護老人ホームについては、施設の老朽化が進んできていることから、改築等の施設整備の支援について、検討が必要となっています。

るべき姿（施策の方向性）

高齢者の移動手段については、既存の福祉サービスだけではなく新しい移動手段の提供を、住まいづくりのニーズへの対応については、住宅改修への支援を関係機関と連携しながら進めます。

主な取り組み内容

① 高齢者の住まい

高齢者が住み慣れた自宅で生活が続けられるよう、住宅改修への支援を引き続き実施いたします。

また、高齢者人口の増加に伴い、一定の生活サービスや見守りのある施設への需要増加が見込まれることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅でのサービスの質の確保や介護保険事業計画と整合性を図りながら、良質な居住環境の整備について支援を実施してまいります。

養護老人ホームへ支援については、今後の人団動態等を考慮して検討してまいります。

② 高齢者の移動手段の確保

多様化する課題に対応するため、福祉有償運送や外出支援サービスなどの、これまでの福祉サービスだけでなく、市民、地域、事業者などが主体となった新たな社会資源（移動支援サービス）の開発・提供について検討を進めます。

また、市営バスの高齢者無料化やデマンド型乗合タクシーの導入の検討など、市全体として地域公共交通の在り方についての検討を進めてまいります。

主な指標

区分	単位	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
有料老人ホーム	床	311	—
サービス付き高齢者向け住宅	戸	313	—
養護老人ホーム（定員数）	人	125	110
生活支援ハウス	床	18	18
軽費老人ホーム（特定施設を除く）	床	50	50

※ 養護老人ホームの定員数は、こはぎ荘が令和2年度に定員を55人から50人に変更、東山荘は、令和3年度から定員を70人から60人に変更させる予定。

(5) 感染症対策の徹底

現状と課題

令和2年当初から世界的に新型コロナウイルス感染症の拡大が見られており、国内の感染者数も増加し、社会生活に多大な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症の有効な治療薬がまだ開発されておらず、高齢者が感染した場合、重症化しやすい傾向にあることから感染症対策の徹底が求められています。

るべき姿（施策の方向性）

高齢者一人ひとりが日頃からのマスクの着用や手指消毒を行い、日頃から感染予防を実践するように周知・啓発に努めます。

主な取り組み内容

① 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について、手洗いの徹底、手指消毒、こまめな換気、密集・密接・密閉のいわゆる「3密」の回避といった「新しい生活様式」を基本として、市民、介護サービス事業所、関係機関・団体等に対して周知・啓発を行います。

② コロナ禍での見守り活動の実施

新型コロナウイル感染症の感染が拡大した場合、外出の自粛や外出を制限されることにより、地域で孤立する高齢者が発生することが予想されます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、地域での声かけや見守り活動などを行うことにより、高齢者の孤立防止に努めます。

第4 サービスの充実に向けて

(1) ひとり暮らし高齢者等への生活支援サービスの充実

現状と課題

介護サービスや介護予防サービス等の利用のほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等が安心して生活できるよう各種福祉サービスの提供が必要とされています。

るべき姿（施策の方向性）

ひとり暮らし高齢者等が可能な限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、福祉サービスの充実に取り組みます。

主な取り組み内容

① 緊急通報システム端末機の貸与

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳1級、2級または療育手帳Aの交付を受けている方で、突然に生命に危険な症状が発生する持病のある方等に對して、近隣等の協力体制のもと、急病や火災などの緊急時に消防署へ通報するための端末機を貸し出します。

② 高齢者福祉乗車券の交付

在宅高齢者の社会参加と交流活動の促進を図るため、70歳以上の市内に住所を有する方のうち、市民税非課税世帯のひとり暮らし、高齢者のみの世帯に属する方、障がい者用福祉乗車券の交付を受けている方のみと同居している方にバスやタクシー料金の一部を助成します。

③ 配食サービスの実施

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、健康上の理由等により日常の食生活に支援が必要な方に対し、食事の提供と定期訪問による安否確認を行い、健康で自立した生活を営めるよう配食サービスを行います。

主な指標

① 緊急通報システム端末機の貸与

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
貸与台数	730台	750台

② 高齢者福祉乗車券の交付

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
交付者数	3,684人	3,800人

③ 配食サービスの実施

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
利用人数	127人	130人
配食数	14,056食	13,500食

（2）在宅介護への支援

現状と課題

介護を要する高齢者が年々増加する中、在宅で介護をしている家族の経済的負担や身体的負担の軽減を図ることが必要不可欠となっています。

あるべき姿（施策の方向性）

住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、在宅で介護をしている家族の負担の軽減を図るための支援を行います。

主な取り組み内容

① 介護用品の支給

在宅で要介護4、5の方を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、経済的負担の軽減を図るため、介護用品を支給します。

② 在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給

在宅で要介護4、5の方を介護している家族に対し、経済的、精神的負担の軽減を図るため、介護手当を支給します。

③ 外出支援サービスの実施

寝たきり又は車いすを使用している方を対象に、通院等の送迎の負担の軽減を図るため、送迎サービスを行います。

④ 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくりの推進

要介護、要支援認定高齢者や身体に一定の障がいのある方等が、自宅で安心して暮らすために必要な住宅改修（手すりの取付け、段差解消、トイレの洋式化等）を行う場合に、補助対象工事費の一部を補助します。

主な指標

① 介護用品の支給

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
支給者数	191人	195人

② 在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
支給者数	893人	950人

③ 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
補助件数	19件	19件

（3）低所得者対策

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にある中で、経済的理由からサービスの利用を控えている高齢者がいるものと考えられます。

るべき姿（施策の方向性）

支援を必要とするすべての高齢者の方が、安心して必要なサービス利用ができるように、引き続き低所得者対策に取り組みます。

主な取り組み内容

① 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人などが提供する介護サービスの利用料などを一部軽減し、低所得者の介護サービスの利用を促進します。

② 養護老人ホーム

身体的に自立した概ね65歳以上の高齢者の方で、経済的な理由や住宅環境、虐待等により自宅での生活が困難な方に生活の場を提供します。

また、養護老人ホームが有効に活用されるよう、地域包括支援センターと関係機関との情報の連携を図ります。

主な指標

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
社会福祉法人等による利用者負担の軽減者数	81人	81人
養護老人ホーム措置者数（定員数）	125人	110人

※ 養護老人ホームの措置者数（定員数）は、東山荘60人、こはぎ荘50人で計画。

(4) 介護サービスの充実

現状と課題

急速に進む高齢化社会を背景に、介護サービスへの需要と期待が一層高まる中で、さらなる居宅サービス、施設サービスの拡充が望まれています。

るべき姿（施策の方向性）

介護を必要とするすべての高齢者が、ニーズに合わせた適切なサービス利用ができる体制が求められています。

また、特別養護老人ホームの入所待機者の解消と在宅で介護サービスがきめ細かに受けられる体制の充実が求められています。

主な取り組み内容

安定的、持続的な介護サービスの提供に努め、今後、増加が見込まれる認知症の人への対応や特別養護老人ホームの入所待機者の早期の解消に向けて、第8期介護保険事業計画に基づき、社会福祉法人等の事業者に対し、介護施設等整備事業費補助金を交付しながら、必要な施設整備を進めます。

主な指標

区分	単位	現状 (第7期末)※	計画 (第8期末)※
介護老人福祉施設（特養・小規模特養）	床	1,173	1,222
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	床	396	405
小規模多機能型居宅介護	人	157	186
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所	2	2
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	人	54	83

※介護保険事業計画における各期別計画の末年度

第7期末＝令和2年度（2020年度） 第8期末＝令和5年度（2023年度）

(5) 医療・介護人材の確保

現状と課題

少子高齢化や要介護高齢者の増加により、全国的に医療・介護人材の不足が課題となっています。当市においても慢性的に医療・介護人材が不足しており、質の高いサービスを安定的に供給するために、医療・介護人材の確保が急務となっています。

るべき姿（施策の方向性）

現在、働いている職員が仕事を継続できるよう支援する取り組みのほか、若い世代を対象とした将来的な医療・介護人材の育成、職場環境の改善により定着を図る支援など、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据え、医療・介護人材の確保に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み内容

① 医療・介護職の確保に向けた取り組み

資格を有しない方が働きながら介護職員初任者研修資格を取得できるよう、介護サービス事業所と連携して取り組むほか、看護師や介護福祉士等の資格取得を目指して進学する学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることで、将来、市内の医療機関や介護サービス事業所で働く医療・介護人材の養成を行います。

また、対象資格を有する方で、市内の介護サービス事業所に初めて就職し、今後も継続して就業する意思のある方に就職奨励金を交付し、介護人材の確保に努めます。

② 医療・介護職の育成・定着に向けた支援

現在働いている介護職員が資格を取得し、継続して勤務をできるよう、介護職員初任者研修等の受講費用に対する奨励金の交付や奨学金の返還額に対する補助金の交付を行います。

また、仕事への意欲の維持、向上や働きやすい職場環境づくりの促進、離職を防ぐことなどを目的として、医療・介護職員向けに研修会を開催するとともに、研修内容の充実に努めます。

③ 医療・介護職を目指すきっかけづくり

子どもの頃からの高齢者との触れ合いや、医療や介護の現場を体験する機会を持つなど、医療や介護の仕事を若い世代の方に知ってもらい、医療・介護職について考えるきっかけづくりとして、関係機関と連携し、福祉職進路選択セミナーや職場体験、出前講座等に取り組みます。

④ 医療・介護職の魅力の発信に関する取り組み

医療・介護職の魅力を発信するパンフレットの活用等により、現に勤務する医療・介護職員の経験や思いを通して医療・介護職の魅力を発信できる機会の確保に努めます。

主な指標 （計画値は累計値）

① 医療・介護職員の確保・育成に向けた取り組み

区 分	現状(令和元年度)	計画(令和5年度)
医療介護従事者修学資金貸付者数	53人	122人
介護職員就職奨励金の交付件数	54件	170件

② 医療・介護職員の育成・定着に向けた支援

区 分	現状(令和元年度)	計画(令和5年度)
介護職員研修奨励金の交付件数	201件	360件
介護職員確保奨学金補助件数	37件	90件
介護従事者向け研修受講者数	748人	1,150人

③ 医療・介護職を目指すきっかけづくり

区 分	現状(令和元年度)	計画(令和5年度)
介護担い手育成事業 (実践介護講座、介護体験セミナー受講者数)	328人	480人

第5 認知症の人への支援策の推進に向けて

(1) 認知症に対する正しい理解と知識の普及

現状と課題

認知症の人は高齢化の進展に伴って年々増加傾向にあり、令和7年（2025年）には、全国で約700万人前後になり、65歳以上の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

認知症になっても尊厳を保ちながら、できるかぎり自宅で、穏やかな生活を送るために、若年性認知症を含め、認知症が身近な病気であることや認知症に関する知識を、家族のほか地域や周囲の人が正しく理解し、対応することが求められています。

るべき姿（施策の方向性）

周囲の人が認知症に対して正しい理解と知識を持って、認知症の人と家族を支え、認知症になっても自宅で安心して生活できるよう、認知症に対する正しい理解と知識の普及・啓発を図るとともに、認知症の予防にも積極的に取り組みます。

主な取り組み内容

① 認知症サポーターの養成と活動支援

認知症の正しい理解や地域の見守り等を促進するため、認知症サポーターの養成講座を地域、職場、学校など、多様な機会を捉え開催します。

認知症サポーター養成講座の内容にあっては、認知症地域支援推進員等と連携し、受講者の理解が深まるよう内容の充実に努めるとともに、認知症サポーター養成講座等の修了者が、様々な場面で活躍できるよう支援します。

また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成にも取り組みます。

② 認知症地域支援推進員による支援

認知症の人や家族等への相談支援、認知症講話や認知症のパンフレットなどによる情報発信・関係機関との連携等により、認知症の方やその家族に対し、必要なサービスが適切に提供されるよう支援します。

③ 若年性認知症に関する知識の啓発

若年性認知症は、高齢者の場合と異なり、年齢の若さから多くの人が認知症を疑わなかったり、様々な要因を考えるため判断が難しいといわれています。若年性認知症についての知識を持ち、若年性認知症の方の社会参加や就労に向けた支援ができるような体制づくりのため、普及啓発を図っていきます。

④ 認知症予防の推進

運動、生活習慣病の予防、食事、社会参加などが認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことから、これらの知識を周知するとともに、地域の介護予防の取り組みを推進するなど、社会参加を促します。

⑤ 関係機関との連携

市内の図書館や市民センターなどと連携し、認知症に対しての理解を深める展示や企画を行い、認知症についての正しい理解と知識の普及を図っていきます。

主な指標（計画値は累計値）

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
認知症サポーター養成者数	10,273人	13,000人
キャラバン・メイト養成者数	103人	111人

（2）早期対応の推進

現状と課題

一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断、早期対応に向け取り組み、地域全体のサービスの向上に努めています。

認知症は早期対応が進行を抑えることにもつながるため、認知症予防の推進と併せ、認知症の症状に応じた適切な対応が求められています。

るべき姿（施策の方向性）

高齢者の状態変化を速やかに把握できるよう、普段から接している家族やかかりつけ医、看護師、介護支援専門員、保健師等の相互の連携を図るとともに、認知症初期集中支援チームに適切につなげ、認知症の早期診断、早期対応が図られるよう努めます。

主な取り組み内容

① 多職種とのネットワーク

認知症の早期対応に向けて、地域包括支援センターを中心とした相談・対応窓口を充実するとともに、かかりつけ医と専門医療機関、並びに医療、保健、福祉、介護の連携の強化を図ります。

② 認知症初期集中支援チームによる支援

認知症が疑われる人や認知症の方が自立した生活を維持できるように、認知症初期集中支援チームが早期に継続的、包括的な支援を行い、必要なサービスの提供につなげるよう取り組みます。

③ 認知症ケアパスの普及

認知症の症状に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス「あんしんガイドブック」を令和元年度に改訂を行いました。認知症の人やその家族、医療機関、介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように、認知症ケアパスの普及を図ります。

(3) 認知症の人と家族への支援

現状と課題

認知症の人が増加している中、徘徊や行方不明などの事案が多く発生しています。平成27年12月から「一関市徘徊高齢者SOSネットワーク事業」を開始し、警察や消防、地域包括支援センターなどと連携し、徘徊発生時の早期発見、保護に取り組んでいます。

また、判断能力が低下した状態を家族に相談できず特殊詐欺に巻き込まれたり、認知症の症状により家族の負担が増えることから、本人やその家族が安心して生活できるような環境整備が求められます。

るべき姿（施策の方向性）

地域、事業者、行政など関係機関が連携し、認知症の人とその家族を支える体制づくりを推進します。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に努めます。

主な取り組み内容

① 認知症の人やその家族の居場所づくり

「認知症の人と家族の会」に対して、支援に努めます。

また、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方の居場所、地域との交流場所としての役割を果たす認知症カフェに対して運営を支援するとともに、認知症カフェに関する情報を発信し、周知を図ります。

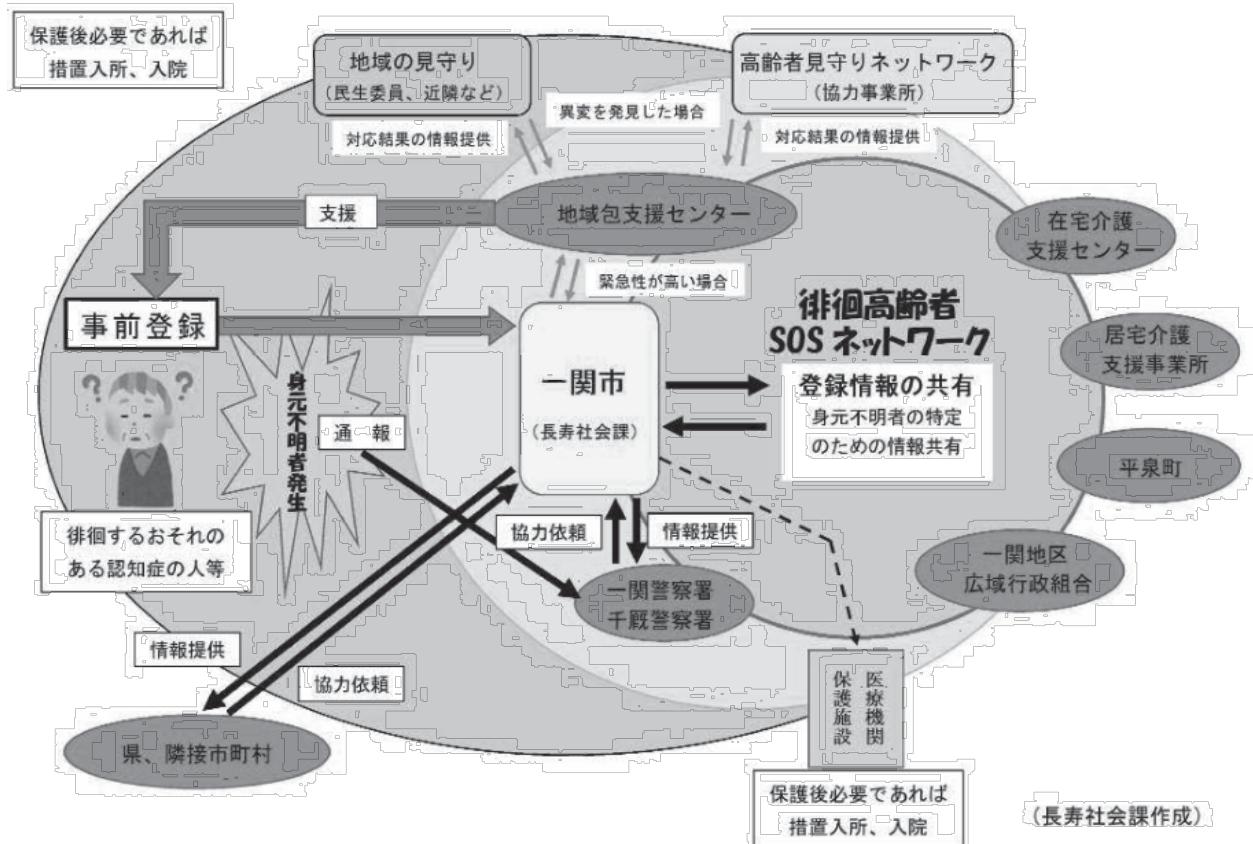
② 関係機関との連携強化

徘徊や行方不明時の対応を迅速に行えるよう、徘徊高齢者SOSネットワーク事業の周知を図るとともに、関係機関と連携を強化し、認知症の方とその家族に対する支援体制の強化に取り組みます。

主な指標

区分	現状（令和元年度）	計画（令和5年度）
徘徊高齢者SOSネットワーク登録者数	106人	180人

徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業(イメージ図)



③ 成年後見制度の利用促進

認知症などにより判断能力が不十分となった方の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業の活用（一関市社会福祉協議会が実施）や講演会の開催による成年後見制度の事業周知や利用促進を図ってまいります。

また、一関市成年後見制度利用促進計画を基本として、成年後見制度の利用に関する総合支援機関（中核機関）の設置や市民後見人の育成、関係機関・団体とのネットワーク構築を進め、必要な人が適切なタイミングで成年後見制度を利用できる体制の構築に努めてまいります。

第4章 計画の推進にあたって

高齢者福祉を推進する上では、市民、介護サービス事業所などの事業者や関係機関、行政が、基本理念のもとに協働し、それぞれの立場で役割を果たすことが必要です。

この章では、市民（地域）、事業者・関係機関、行政が果たす役割を、重点施策ごとに示すことによって、本市の高齢者福祉の推進を図り、本計画の基本理念である「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」の実現を目指します。

第1 健康づくりと介護予防の推進に向けて	
区分	役割
市民（地域）	自らの健康づくりに取り組むとともに、介護予防活動や地域行事に積極的に参加し、通いの場の運営にも取り組みましょう。
事業者・ 関係機関	介護予防の推進のため、新たなサービス提供や要支援者の自立に向けた支援を行いましょう。
行政	住民主体の健康づくり活動、介護予防活動への支援を専門職等と連携して行い、高齢者の健康づくりと介護予防に取り組みます。

第2 生きがいづくりと社会参加の推進に向けて	
区分	役割
市民（地域）	趣味や経験を活かし、地域活動に積極的に参加しましょう。
事業者・ 関係機関	高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進するため、活動の支援とともに、生活支援アシスタントなどのボランティア人材を積極的に受け入れましょう。
行政	趣味やスポーツ、ボランティア活動、就労などの機会を提供し、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援します。

第3 地域の見守りや支え合いの基盤づくりに向けて

区分	役割
市民（地域）	近隣に気になる人や見守りが必要と思われる人がいたら、声かけやごみ出しなど、自分ができることで支援しましょう。
事業者・ 関係機関	それぞれの役割を果たすとともに、関係機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えましょう。
行政	地域での見守り活動や支え合い活動を支援するとともに、介護保険事業計画や住宅、地域公共交通などの施策と連携しながら地域での基盤づくりに取り組みます。

第4 サービスの充実に向けて

区分	役割
市民（地域）	各種サービスの利用が必要な人がいたら教えてあげましょう。
事業者・ 関係機関	質の良いサービスの提供に向け、人材の確保や適正なサービスの提供に努めましょう。
行政	高齢者のニーズを把握し、必要なサービスの実施に取り組みます。

第5 認知症の人への支援策の推進に向けて

区分	役割
市民（地域）	認知症サポーター養成講座に参加するなど、認知症に対する知識や理解を深め、認知症の人とその家族をやさしく見守りましょう。
事業者・ 関係機関	認知症の人やその家族の立場に立ったサービスの提供に努め、在宅生活を支えるとともに、若年性認知症の人などの就労継続にも取り組みましょう。
行政	認知症について住民が理解を深められるよう周知していくとともに、医療機関や介護事業所などと連携しながら、認知症の人とその家族を支援します。

資料編

用語解説

あ行

I C T（アイシーティー）

情報処理、情報通信分野の関連技術の総称。Information and Communication Technology の略。

新しい日常

新型コロナウイルス感染症の拡大により生じた、長期間にわたって感染拡大を防ぐための対策を生活の中に定着させた日常のこと。

いきいき百歳体操

米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成14年に高知市が開発したおもりを使った筋力運動の体操。

体操は、椅子に腰掛けた状態で、準備体操、筋力運動、整理体操の3つの運動により構成される。

一関市障がい者福祉計画／一関市障がい福祉計画／一関市障がい児福祉計画

本市の障がい福祉施策全般にわたる基本的な考え方や、障がい福祉サービスに関する具体的な数値目標などを定めたもの。平成29年度に策定した3つの計画を総称して「一関市障がい者プラン2018」としている。

基本的な考え方などを障がい者福祉計画に、具体的な施策の進め方等は障がい福祉計画に、障がい児に関する施策の進め方等は障がい児福祉計画に、それぞれ定める。

一関市人口ビジョン

本市の人口の現状分析を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして、本市が策定したもの。

一関市総合計画

本市が目指すまちづくりの方向性を定めるとともに、市の行財政運営の指針となる計画。

一関市地域福祉計画

本市の保健福祉分野の各個別計画を横断的、体系的に推進するため、施策の理念や考え方を明らかにした保健福祉分野における基本計画。

一関地区広域行政組合

一関市、平泉町で構成し、1市1町の行政事務の一部を共同で効率よく処理するために設置

された一部事務組合。介護保険事務のほか、ごみやし尿の処理事務、火葬場の運営などを行っている。

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の1つ。65歳以上の全ての高齢者を対象に、介護予防に関する講演会の開催や、いきいき百歳体操などの介護予防に取り組む団体に対する講師派遣等により、要介護状態等になることの予防を目指す事業。

運動器

骨格・関節・筋肉・神経など、体を動かすなどの身体活動を担う身体器官の総称。

栄養改善

高齢者の低栄養状態を早期に発見すると共に、食べることを通じて低栄養状態を改善し、自ららしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を行うもの。

S D G s（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標のこと。

本市では、人口減少・高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「S D G sモデル」を世界に発信する「S D G s日本モデル」宣言に賛同し、S D G sの推進に取り組んでいる。

オーラルフレイル

老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象及び過程。

か行

介護給付

要介護状態と認定された者が受ける介護サービスに関わる費用の支給のこと。訪問介護、訪問入浴介護などの居宅介護サービス費や、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型介護サービス費、介護保険施設などの施設介護サー

ビス費、居宅介護サービス計画費、高額介護サービス費などがある。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助についての専門的知識及び技術を有する者として、国家試験に合格かつ実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けた者。

要介護者・要支援者からの相談に応じ、要介護者等がその心身状態に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村や介護サービス事業所などと連絡調整等を行う。

介護職員初任者研修

介護を行う者に必要とされる最低限の基礎知識及び生活支援技術の習得や介護を行うにあたっての考え方、プロセスを身につけるための研修で、130時間の研修と修了試験で構成される。

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、高齢者や障がい者など、日常生活を営む上で支障がある方の介護や介護者への指導を行う専門職。

介護保険事業計画

厚生労働大臣が定める基本指針に沿って、市町村が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。この計画は、3年を一期として定めることとされており、介護給付など対象サービス量の見込み並びにその見込量の確保のための方策、地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策などを定めている。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院のこと。

介護予防支援

要支援1、2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを利用する場合に、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成やサービス事業所との連絡・調整などを行うサービス。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業の1つ。

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、これまでの介護予防訪問介護などのサービスのほか、地域における住民主体の支援等、多様なサービスを制度として行うもの。

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が安心して自立した日常生活を送るために、65歳以上の方を対象に、地域資源を活かした多様なサービスをその人の状態や必要性に合わせて提供することを目的とした事業。本市では平成29年4月から開始した。

要介護認定を受け要支援と認定された方及び基本チェックリストで事業対象者と判定された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」がある。

介護療養型医療施設

療養病床等に入院する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などの介護サービスを提供する施設。自宅では介護が難しい常に介護が必要な方で、原則として要介護3以上の方が対象となる。

介護老人保健施設（老人保健施設）

入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を提供する施設として、都道府県の許可を受けたもの。病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象となる。

基本チェックリスト

介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかを確認するための、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目の質問表。

要介護認定を受け要支援と認定された人のほか、本リストにより事業対象者と判定された人が、介護予防・生活支援サービス事業を利用できる。

キャラバン・メイト

認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりの推進を図るため、国が展開している「認知症サポートキャラバン」事業の趣旨を踏まえ、地域で「認知症サポート養成講座」を企画・開催する講師役のこと。

居宅介護支援

自宅で暮らす要介護1～5の認定を受けた方が、その心身の状況や置かれている環境などに応じて適切な介護サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、サービス事業所等との連絡・調整などを行うサービス。

居宅サービス

自宅にいながら利用できる介護サービスのこと。施設に入っていても、そこが居宅とみなされる場合は利用できる。

具体的には、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいう。

居宅療養管理指導

自宅で暮らす要介護者等に対して、病院や診療所、薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が行う療養上の管理及び指導のこと。

ケアプラン（サービス計画）

要支援又は要介護の認定を受けた方が、本人や家族の状況や希望に沿った介護サービスを利用できるよう、利用する介護サービスの種類や内容を定めた計画のこと。

本人等の依頼を受けて介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するほか、介護サービスの種類によっては自分で作成することができる。

ケアマネジメント

複合的なニーズをもつ高齢者や障がい者のために、個々人のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを組み合わせ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法において規定されている老人福祉施設の一種。ケアハウスは軽費老人ホームの一形態。身体機能の低下があり、独立して生活す

るには不安があると認められる高齢者で、家族の援助を受けることが困難な方に対し、食事、入浴等の援助を行う施設。

健康いちのせき 21 計画（第二次）

市民が主体となって「健康長寿のまちづくり」に取り組む行動指針とするための計画であり、健康増進法第8条第2項に規定される市町村健康増進計画。

権利擁護

その人がその人らしく生きていくために、権利を主張し獲得していくもの、あるいは認知症や知的障がいにより自分の権利を主張できない人の権利や利益を代弁し、守っていくこと。

高額介護（予防）サービス費

要介護者、要支援者が支払った居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスの自己負担額（日常生活費等を除く。）などが、一定の限度額を超えたときに、超えた分が介護保険制度により支給される。

口腔機能

食べ物をかみ碎いたり、飲み込んだりする機能や、発音などの機能。

脳血管疾患等の病気や加齢により機能低下となる。

国勢調査

日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする国の中でも重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる調査。

断らない相談窓口

地域生活課題を抱える地域住民及びその家族等からの相談に包括的・継続的に応じ、福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整等、各法の事業を一体的に行う相談体制。

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が招いた災難や危機的な状況のこと。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的に、平成23年に施行された「高齢者住まい法」の改正により創設された施設（住宅）。バリアフリー構造等を有し、医療と介護の連携により高齢者を支援する。

施設サービス

介護保険施設で提供されるサービスで、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

実務者研修

3年以上の実務経験がある方が介護福祉士国家試験を受験するために必要となる研修で、期間は6か月以上、授業は450時間以上と設定されており、修了した場合、介護福祉士国家試験の実技試験が免除される。

市民後見人

親族以外の市民による後見のこと。

専門的な資格を有しない市民が、権利擁護の視点や成年後見制度等の知識を学び、家庭裁判所から選任されたうえで、関係機関の支援や監督を受けつつ後見活動を行う。本人と同じ地域に居住する市民が後見人となることで、地域のネットワークを利用した地域密着型の支援ができるという利点がある。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症のこと。仕事、家事、子育ての主力世代に発症するため、認知症高齢者とは異なる課題を抱える事が多い。

重層的な支援体制

複合・複雑化した生活課題に対応するため、相談者の属性や相談内容によらない包括的・継続的な相談支援、地域資源を活用した参加型支援、福祉各法における地域づくり事業の一体的実施、関係機関の協働による支援等により、包括的な支援体制を整備するもの。

住宅改修

自宅で暮らす要介護者等が、手すりの取付け、段差の解消など、厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費等の支給を受けられる。

住民基本台帳

市町村長が、住民基本台帳法第6条第1項により、住民全体の住民票（個人を単位として作成）を世帯ごとに編成し作成する公簿。

小規模多機能型居宅介護

自宅で暮らす要介護者等が、居宅において「通

い」「訪問」「泊まり」を組み合わせながら、一体的に入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスのこと。

生活機能

歩行、食事、排泄、入浴および着脱衣などの日常生活を独立で営む能力のこと。

生活支援アシスタント

一関市及び平泉町に居住する概ね60歳以上の人のうち、介護保険施設等でボランティア活動を行う意思のある方で、生活支援アシスタント養成研修を修了した人。

生活支援コーディネーター

地域における高齢者の生活支援や介護予防（見守り、安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等）のニーズを把握し、支え合い体制やサービス提供のコーディネートを行う人。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢等のため、居宅において生活することに不安がある者に対し、必要に応じ一定期間の住居を提供する施設。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、がん、脳卒中、心臓病、Ⅱ型糖尿病、肥満症、高脂血症、大腸がん、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病、アルコール性肝疾患、循環器病などがあげられる。

生活習慣が要因となって発症したり、進行したりする病気で、加齢や遺伝的な体質も生活習慣病を引き起こす要因となる。生活習慣が病気の発症や進行を左右するということは、逆にいえば、生活習慣に気をつけたり、改善することで病気を予防したり、発症や進行を遅らせたりできる。

生産年齢人口

生産活動の中心となる年齢で、総務省統計局による労働力調査の対象となる15歳以上65歳未満の人口。

成年後見制度

認知症の人、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が

行うことによって、本人の利益を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

措置（制度）

法の規定により、市町村等が職権により必要性を判断し、サービスの種類や提供機関を決定する仕組みのことで、社会福祉施設等に利用者を入所させたり、その他の処置を行うこと。

た行

短期入所（ショートステイ）

自宅で暮らす要介護者等について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。

地域共生社会

高齢者、障がい者、子どもなど、これまでの対象者ごとの制度などを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のこと。

地域協働体

市民、各種団体、民間事業者（企業）などの多様な主体が、地域において互いに、又は、行政と地域の特性や課題などを共有した上で、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿った協働のまちづくりを進めるための推進組織。

地域ケア会議

市や地域包括支援センターが主催し、医療職や介護職などの多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図り、個別ケースの検討を通じた課題分析を行うことにより、地域の共通課題の明確化や課題解決に向けた政策形成を行うための会議。

地域支援事業

介護予防の重点化と地域包括ケアシステムの推進のため、介護保険事業として、全ての高齢者を対象に行われる事業のこと。

従来は、介護予防教室の開催などの介護予防事業と、地域包括支援センターの設置などの包括的支援事業、地域の実情に応じた事業を行う任意事業の3区分だったが、法改正により、介護予防事業が介護予防・日常生活支援総合事業

に移行し、より広い枠組みの中で地域の実情に応じた多様な事業が行えるようになった。

地域包括ケアシステム

介護が必要な状態になっても、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制づくりのこと。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

自宅で暮らす要介護者等について、老人デイサービスセンターに通わせ、食事、入浴、レクリエーション、排泄、機能訓練などを行うサービスのうち、定員が19人未満のもの。

地域密着型サービス

要介護者等が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域特性に応じた柔軟なサービスを行うことを目的としたサービスの総称。市町村が事業者の指定や指導監督等を行う。

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などがある。

施設の規模は小さく、利用対象者はその市町村に居住する方となっているため、利用者のニーズにきめ細かく応えられることが利点となっている。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率が21%を超えた社会のこと。

なお、高齢化率が7～14%は高齢化社会、14～21%は高齢社会と分類される。

通所介護（デイサービス）

自宅で暮らす要介護者等について、老人デイサービスセンターに通わせ、食事、入浴、レクリエーション、排泄、機能訓練などを行うサービス。自宅に閉じこもりがちな要介護者がデイサービスを利用することで、心身状態の維持や向上が図れるほか、要介護者の家族の介護による心身の負担を軽減させることを目標としている。

通所リハビリ（通所リハビリテーション）

自宅で暮らす要介護者等について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で暮らす要介護者について、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。地域密着型サービスの一つ。

デマンド型乗合タクシー

利用者からの事前予約を受けて運行する乗合型のタクシーのこと。

特定健康診査（特定健診）

厚生労働省により、平成20年4月に実施が義務づけされた、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診。

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム等の施設において、入居している要介護者等に、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービス。要介護者のみを対象とする「介護専用型」と要介護者に加えて要支援者や自立も対象とする「混合型」の2類型がある。

特定福祉用具販売

自宅で暮らす要介護者等が、日常生活の自立を助けるため、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など5種類の福祉用具を購入する場合に、購入費の支給を受けられる。

特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うこと。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいのために判断はできるもののその判断に不安のある人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度。（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなつたために、様々な障がいが起こっている状態。記憶障害や見当識障害、判断力、実行機能の低下などの中核症状と、うつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状がある。

認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民、専門職などが集い、交流や情報交換などを通じ、情報を共有し、お互いを理解しあう場。定期のイベントとして開催される事が多く、誰でも気軽に参加できることが多い。

認知症ケアパス

認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じて、その地域で受けられるサービスや相談機関の連絡先、適切なケアの流れなどの情報をまとめたもの。

認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の介護の必要度を客観的かつ短期間に判定することを目的に作成された基準のこと。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中での支援をする人のこと。友人や家族にその知識を伝えたり、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、まちで働く人として活動する。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症と疑われる人やその家族などを訪問し、日常生活のための課題把握や家族支援など、初期段階の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う専門チーム。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者等が少人数で共同生活を営む施設で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けるサービス。地域密着型サービスの一つ。

認知症対応型通所介護

自宅で暮らす認知症の要介護者等について、老人デイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事などの日常生活上の介護や機能訓練を行うサービス。地域密着型サービスの一つ。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を担う。

は行

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせにより、「通う」「訪問」「泊まる」の複数のサービスが、医療と介護とで一体的に提供される複合型サービス。

医療ニーズの高い要介護者にとっては、ニーズに応じて柔軟に支援を受けられ、事業者にとっては、柔軟な職員配置が可能になるなどの利点がある。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者など、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人。

福祉有償運送

特定非営利活動法人などが、高齢者や障がい者などに、自家用自動車等を使用して安い料金で送迎するサービス。

福祉用具貸与

自宅で暮らす要介護者等の日常生活の自立を助けるための、車いす、特殊寝台、手すり、歩行器などの厚生労働大臣が定める福祉用具。要

介護者等が貸出を受ける場合、費用を対象に支給を受けられる。

フレイル

日本老年医学会が提唱した、要介護状態に至る前段階として位置づけられる、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスクな状態のこと。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

自宅で暮らす要介護者について、介護福祉士等により、入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活上の世話をを行うサービス。

訪問看護

自宅で暮らす要介護者等について、看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

自宅で暮らす要介護者等について、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

訪問リハビリ（訪問リハビリテーション）

自宅で暮らす要介護者について、自宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

保険給付費

本計画においては、介護保険事業における保険給付費のことをいう。

要介護状態と認定された人が受ける介護サービスに係る介護給付の費用、要支援状態と認定された人が受ける介護予防サービスに係る予防給付の費用などが含まれる。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓に脂肪が蓄積した状態に、高血糖や高血圧、脂質代謝異常のうち2つ以上の症状が一度に起こり、脳卒中（脳血管疾患）や心疾患など、動脈硬化疾患を招きやすい状態。

や行

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な支援を提供する、民間の事業活動として運営される施設。

要援護高齢者

身体的または精神的、経済的な困難があり、他者の援助がなければ日常生活を営むのに支障がある高齢者のこと。

要介護（支援）認定

介護保険による給付を受けたい場合に受ける、要介護（支援）者に該当すること及びその該当する要介護（支援）状態の区分についての市町村の認定。要支援1、2、要介護1～5の区分がある。

本市では一関地区広域行政組合が業務を担う。

養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由により、家庭での生活が困難な高齢者を入所させて、養護することを目的とする入所施設。

ら行

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、無料又は低額な料金で各種の相談に応じたり、健康増進、教養向上、各種レクリエーションを行う老人福祉法に基づく老人福祉施設。

ロコモティブシンドローム

日本整形外科学会が提唱した、加齢に伴う筋力の低下や関節や脊髄の病気、骨粗しょう症などにより、運動器の機能が衰えて、移動機能が低下した状態（要介護や寝たきり）のこと。

一関市高齢者福祉計画策定委員名簿

(敬称略、選出規定順の 50 音順)

番号	所 属	役 職	氏 名	選 出 規 定
1	一関市医師会	副会長	佐藤 隆次	(1) 医療保健機関、 医療保健団体等の関係者
2	一関市保健推進委員連絡協議会	会長	千葉 京子	(1) 医療保健機関、 医療保健団体等の関係者
3	一関歯科医師会	理事	村上 哲	(1) 医療保健機関、 医療保健団体等の関係者
4	一関地区認知症の人と家族の会	世話人	岩渕 松義	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
5	両磐プロック高齢者福祉協議会	会長	佐藤 喜一郎	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
6	一関市老人クラブ連合会	会長	佐藤 達夫	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
7	一關市民生委員・児童委員連絡協議会	会長	佐藤 親幸	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
8	一関市地域婦人団体協議会連合会	会長	須藤 俊子	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
9	一関ボランティア団体連絡協議会	副会長	須藤 信子	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
10	一関市行政区長会連絡協議会	副会長	千葉 正志	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
11	一関市社会福祉協議会	在宅福祉課長	中澤 伸一	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
12	両磐地区介護支援専門員協議会	事務局	穂積 由紀	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
13	一関地区広域行政組合	介護保険課長	猪股 浩子	(3) その他市長が必要と 認めた者
14	いちのせき市民活動センター	センター長	小野寺 浩樹	(3) その他市長が必要と 認めた者
15	まちづくりスタッフバンク		木村 静恵	(3) その他市長が必要と 認めた者
16	学識経験者（岩手県立大学社会福祉 学部社会福祉学科）	教授	齋藤 昭彦	(3) その他市長が必要と 認めた者
17	一関市シルバー人材センター	理事	佐々木 慶治	(3) その他市長が必要と 認めた者
18	まちづくりスタッフバンク		高橋 系子	(3) その他市長が必要と 認めた者
19	県南広域振興局 保健福祉環境部	長寿社会課長	前澤 明子	(3) その他市長が必要と 認めた者
20	岩手県建築士事務所協会（一級建築 士事務所村上設計研究所）	(副所長)	村上 裕子	(3) その他市長が必要と 認めた者

一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 23 年 8 月 23 日制定)

(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)

(設 置)

第1 高齢者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、一関市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的事項について検討すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者
- (2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者
- (4) 一般公募による者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は、長寿社会課において処理する。

(補 則)

第7 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

